

# PART 14

## アンチ・ドーピング規則

(version on 1.01.08)

(new rules entered into force on 13 August 2004)

### INTRODUCTION

#### 概説

年 月の国際オリンピック委員会第 回会議において採用された修正案に従い、 によって認められるために、国際競技連盟が世界アンチドーピング規程 規則 を採用して、実行しなければならないことをオリンピック憲章は規定する。

オリンピックへの参加資格のために、競技者、コーチ、トレーナー、あるいは役員は世界アンチドーピング規程 規則 をすべての局面で尊重し、従わなければならない。

その結果、 年 月 日の会議において 理事会は世界アンチドーピング規程を受け入れ、これらアンチドーピング規則でなされるように、規程を の規則に組み入れることを決定した。

*Terms in italiques are defined in oppendix 1.*  
イタリック体の用語は付属書1に定義されている。



# PART 14

## アンチ・ドーピング規則

*(version on 1.01.08)*

*(new rules entered into force on 13 August 2004)*

### SUMMARY

#### 要約

Page

範囲

ドーピング

禁止リスト

治療目的使用の適用措置

居所情報

検査

結果の管理

暫定処置

公正な聴聞会を受ける権利

制裁措置と結果

への上訴

守秘義務および一般情報開示

最終条項

- 付録 定義
- 付録 検査すべき競技者の選定
- 付録 検査すべき競技者の選定
- 付録 アンチドーピング検査用標準検査場所図面
- 付録 ドーピング・コントロール施設の器材
- 付録 アンチドーピング検査
- 付録 競技者への通知書
- 付録 不出頭報告書
- 付録 競技者への陽性結果通知書
- 付録 追加分析申請書
- 付録 摂取医薬品リスト
- 付録 スポーツに関する仲裁規程

**PART 14 ANTI-DOPING RULES OF THE UCI**  
**第14部 UCIアンチ・ドーピング規則**

**Chapter I SCOPE**  
**第I章 範囲**

*License-Holders*

これらアンチドーピング規則はすべてのライセンス所持者に適用する。

***In-Competition Testing***  
**競技会時の検査**

*Riders participating in International Events*

*In-Competition Testing*

国際競技大会に参加する競技者は、このアンチドーピング規則の下に行う競技会時検査を受けなければならない。

*Riders*

*National Events*  
*National Anti-Doping Organization*

*In-Competition Testing*

*National Anti-Doping Organization Doping Control*  
*National Anti-Doping Organization*

国内競技大会に参加する競技者は、その国の国内アンチドーピング機関あるいは国内アンチドーピング機関により権威を与えられたその他の組織または人が発議し指導する競技会時検査を受けなければならない。ドーピング・コントロールは国内アンチドーピング機関のアンチドーピング規則により管理しなければならない。

*Comment: As results from the above article, these Anti-Doping Rules do not apply at National Events.*

*解説: 上記条項の結果として、このアンチドーピング規則は国内競技大会には適用しない。*

*In-Competition Testing International Events*

***Doping Control***

国際競技大会における競技会時検査は、あるいはその国の国内アンチドーピング機関あるいはにより権威を与えられたその他の組織または人が発議し指導しなければならない。ドーピング・コントロールはこのアンチドーピング規則にのみにより管理しなければならない。

<i>Organization</i>	<i>Testing Event</i>	<i>International Event</i>	<i>National Anti-Doping Testing</i>
---------------------	----------------------	----------------------------	-------------------------------------

<i>WADA</i>	<i>Doping Control</i>
<i>National Anti-Doping Organization</i>	

が国際競技大会において検査を行わないことを決定した場合、その大会が行われる国の国内アンチドーピング機関は、の承認の下に、が承認を保留する場合はの承認の下に共同して、検査を発議し実施することができる。こうした場合、ドーピング・コントロールは国内アンチドーピング機関のアンチドーピング規則により管理しなければならない。

*Riders In-Competition Testing*  
*Major Event Organizations.*

オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、および主要競技大会組織の競技大会において、競技者は競技会時検査に従わなければならない。

*Doping Control*

*Major Event Organizations*

*Disqualifications*

ドーピング・コントロールは、それぞれ国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、および主要競技大会組織の規則により管理する。しかし結果管理および聴聞の実施は、競技大会あるいは競技結果からの失格を超える制裁に関する限り、 に委ねるものとする。

**Out-of-Competition Testing**

**競技外検査**

*Riders* *Out-of-Competition Testing*  
競技者は競技外検査に服さなければならない。

*Out-of-Competition Testing*

競技外検査は あるいは によりにより権限を与えられた当該国の国内連盟、機関または個人が、発議し実施できる。

*Doping Control*

ドーピング・コントロールは当アンチドーピング規則のみによって管理しなければならない。

*Riders* *Out-of-Competition Testing*

*Anti-Doping Organization* *Code*

競技者は、規程により権限を与えられた諸アンチドーピング機関が発議し実施する競技外検査に服さなければならない:

WADA

*Anti-Doping Organization*  
*Anti-Doping Organization*

*Rider*

*Rider*

オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会に関連しては、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会

競技者の当該国の国内アンチドーピング機関

競技者の所在国の国内アンチドーピング機関

*Doping Control*

*Anti-Doping Organization*

ドーピング・コントロールは、関与するアンチドーピング機関のアンチドーピング規則により管理しなければならない。

*Disqualification*

しかし、国際オリンピック委員会または国際パラリンピック委員会結果による検査の結果管理および聴聞の実施は、競技大会あるいは競技結果からの失格を超える制裁に関する限り、 に委ねるものとする。

- Comment:*
- 1) As is expressed in the above article, any Rider may be tested Out-of-Competition by any of the above mentioned organizations, according to the rules of the organization conducting the test.
  - 2) National Federations may not initiate and conduct Out-of-Competition testing, including on their national level Riders, unless so authorized by the UCI or another Anti-Doping Organization.

- 解説:*
- 1) 上記条項に述べるように、いかなる競技者にも上述の組織は、検査を実施する組織の規則に従って競技外検査を課すことができる。
  - 2) 国内連盟は、国内水準の競技者を含み、UCIあるいはその他のアンチドーピング機関により権限を与えられない限り、競技外検査を発議し実施することはできない。

**Anti-doping violations where no Sample collection is involved**  
**検体採取に関係しないアンチドーピング違反**

*License-Holder*                      *Sample*  
 ライセンス所持者が犯したアンチドーピング違反について、検体採集に関係せずそれが発見された場合、は管轄権を有し、当アンチドーピング規則を適用する。

*License-Holders*

*Anti-Doping Organization*

またはその加盟連盟の規則に従わなければならない、、その構成者または加盟連盟、その審判員、役員、スタッフ、メンバー、ライセンス所持者あるいはその他の組織または個人によるもの;またはアンチドーピング機関以外の組織または個人によるもの

*Sample*

*Anti-Doping Organization*

*Anti-Doping Organization*

検体採集に関係しないアンチドーピング違反を他のアンチドーピング機関が発見した場合、そのアンチドーピング機関の規則を適用する。

*Disqualification*

しかし、違反を国際オリンピック委員会または国際パラリンピック委員会が発見した場合、検査の結果管理および聴聞の実施は、競技大会あるいは競技結果からの失格を超える制裁に関する限り、に委ねるものとする。

**Results management concerning foreign or non-resident Riders**  
**外国あるいは非居住競技者に関する結果管理**

*National Anti-Doping Organization*

*License-Holder*

*National Anti-Doping Organization*

その国の市民でないか居住者でないライセンス所持者に関する、国内アンチドーピング機関の検査あるいはその発見によるアンチドーピング規則違反についての結果管理および聴聞の実施は、その国内アンチドーピング機関の規則下で管理しなければならない。

**Unauthorized Testing**  
**許可されていない検査**

*Rider*

*Anti-Doping Organization*  
*Code*

当アンチドーピング規則あるいは規程下に許可を得ていないアンチドーピング機関による検査を、競技者が拒否した場合、この拒否は当アンチドーピング規則におけるアンチドーピング違反を構成しない。

*Rider*

*Anti-Doping Organization*  
*Code*

*Adverse Analytical Finding*

競技者が、当アンチドーピング規則あるいは規程下に許可を得ていないアンチドーピング機関による検査を受け、検査結果が不利な分析的な結論となった場合、が管轄権を持ち、当アンチドーピング規則を適用する。

**General comment:**

**一般解説:**

- 1) Under the Code, National Federations have no jurisdiction in Doping Control.

*規程下においては、国内連盟はドーピング・コントロールの管轄権を持たない。*

*However, Anti-Doping Organizations having jurisdiction under the Code, may delegate jurisdiction to National Federations.*

*しかし、規程下において管轄権を持つアンチドーピング機関は国内連盟に管轄権を委託することができる。*

*The involvement of National Federations in doping control at the international level is laid down in these Anti-Doping Rules.*

*国際水準のドーピング・コントロールにおける国内連盟の関与は当アンチドーピング規則に定める。*

*National Federations and their respective National Anti-Doping Organization may agree on the Federation's involvement in Doping Control at the national level.*

*国内連盟およびその関係する国内アンチドーピング機関は、国内水準のドーピング・コントロールにおける国内連盟の関与について合意できる。*

- 2) *In addition to the obligations to submit to Testing pursuant to these Anti-Doping Rules and the Code, Riders may also be obliged to submit to Testing and be sanctioned for anti-doping violations pursuant to local anti-doping law.*

*当アンチドーピング規則と規程に従って行なわれる検査を受ける義務に加えて、競技者は地域的アンチドーピング法規による検査および制裁に服する義務をも持つ。*



**Chapter II DOPING**  
**第II章 ドーピング**

**Definition of doping**  
**ドーピングの定義**

ドーピングとは、条項 1.1 に定められた一つあるいは複数のアンチドーピング規則違反が発生することをいう。

**Anti-doping rule violations**  
**アンチドーピング規則違反**

以下の状態または行為がアンチドーピング規則違反を構成する：

	<i>Prohibited Substance</i>	<i>Metabolites</i>	<i>Markers</i>	<i>Rider's</i>
<i>Specimen</i>				
競技者の生体からの検体に、禁止物質、あるいはその代謝物またはマーカが存在すること。				
<i>Riders</i>	<i>Rider's</i>	<i>Prohibited Substance</i>		<i>Markers</i>
		<i>Prohibited Substance</i>	<i>Metabolites</i>	
		<i>Specimens</i>		
	<i>Use</i>	<i>Riders</i>		

禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。自己の生体からの検体に禁止物質、その代謝物またはマーカが存在が確認された場合、その競技者が責任を負う。したがって、条項 1.1 にいうアンチドーピング規則違反を立証する場合、競技者側の意図、過失、不注意または故意の使用の存在を示す必要はない。

- Warning:* 1) *Riders must refrain from using any substance, foodstuff, food supplement or drink of which they do not know the composition. It must be emphasized that the composition indicated on a product is not always complete. The product may contain Prohibited Substances not listed in the composition.*  
2) *Medical treatment is no excuse for using Prohibited Substances or Prohibited Methods, except where the rules governing Therapeutic Use Exemptions are complied with.*

- 警告:** 1) 競技者は、成分を知らない物質、食品、栄養補助食品または飲料の使用を差し控えなければならない。製品上に示された成分が必ずしも完璧なわけでないことは強調されなければならない。製品にはその成分表に含まれない禁止物質が含まれていることがある。  
2) 医療処置は、治療目的使用が条件を満たす場合を除き、禁止物質あるいは禁止方法の使用の弁明にはならない。

<i>Prohibited List</i>	<i>Prohibited Substance</i>
<i>Metabolites</i> <i>Markers</i> <i>Rider's Sample</i>	

禁止リストに上限値が明記されている物質を除き、競技者の検体から禁止物質、あるいは代謝物またはマーカが検出された場合、その量の多少にかかわらず、アンチドーピング規則違反が成立する。

*Prohibited List*  
*Prohibited Substances*

条項 1.1 に示された一般原則の例外として、禁止リストには、内因性の禁止物質の評価に関して特別の基準を定めることができる。

*Use*   *Attempted Use*   *Prohibited Substance*   *Prohibited Method.*  
**禁止物質・禁止方法を使用すること、または使用を企てること**

*Use Prohibited Substance Prohibited Method*  
*Prohibited Substance Prohibited Method Used*

*Attempted Used*  
 禁止物質または禁止方法の使用の成否は、重要ではない。アンチドーピング規則違反は、禁止物質または禁止方法を使用したこと、または使用の企てたことにより成立する。

*Sample*

*Riders Sample*

検体採取を回避すること、あるいは当アンチドーピング規則下に権限を与えられた通知を受けたあとに、検体採取を受けない、もしくは正当な理由なく検体採取を、あるいは条項 に言及される競技者に関しては検体採取のために検査室に来ることを拒否すること。

*Rider Out-of-Competition Testing*

競技者が競技外検査を受ける場合に関連する義務に違反すること。具体的には、所定の居所情報を提出しないこと、条項 に基づく検査に現れないこと、などが挙げられる。

*Tampering Attempting Doping Control*  
 ドーピング・コントロールのいかなる部分においても干渉・改ざんする、または干渉・改ざんを企てること。

*Possession Prohibited Substances Methods.*  
 禁止物質および禁止方法を所持すること。

*Possession Method Possession*

*Rider Prohibited Substance Prohibited Rider*

時期または場所を問わず、条項 に示される禁止物質または禁止方法を競技者が所持すること。ただし、第 章などの正当な理由に基づいて治療目的の適用措置が付与されており、所持の態様が当該適用措置に基づいている旨を競技者が立証した場合は、この限りではない。

*Possession Prohibited Substance Prohibited Method*

*Rider's Support Personnel Rider Event training Possession*

*Rider's Support Personnel*

競技者、競技またはトレーニングに関係する競技支援要員が、以下の条項 に示される禁止物質または禁止方法を所持していること。ただし、第 章などの正当な理由に基づいて治療目的の適用措置が競技者に対して付与されており、所持の態様が当該適用措置に基づいている旨を競技支援要員が立証した場合は、この限りではない。

*Possession*

*Prohibited List*  
 所持に関しては、禁止リストの下記カテゴリの物質または方法は禁止される：

*Prohibited Substances*  
 禁止物質のカテゴリ：

蛋白同化剤  
 ペプチドホルモン

ベータ 作用薬  
抗エストロゲン作用を有する物質  
隠蔽剤

*Prohibited Methods*

禁止方法のカテゴリ:

酸素運搬の増進  
薬理的, 化学的または物理的操作  
遺伝子ドーピング

*Trafficking Prohibited Substance Prohibited Method*

禁止物質・禁止方法の不法取引を実行すること。

*Prohibited Substance Prohibited Method*

*Attempted*

競技者に対して禁止物質または禁止方法を投与・使用すること, または投与・使用を企てること, アンチドーピング規則違反を伴う形で支援, 助長, 援助, 教唆, 隠蔽などの共犯関係があること, またはこれらを企てる行為があること。

**Proof of doping  
ドーピングの証拠**

**Burdens and standards of proof  
举证責任および証拠基準**

*Person*

*Rider*

アンチドーピング規則違反を立証する責任は, と加盟国内連盟が負うものとする。証拠基準は, または加盟国内連盟が聴聞機関に対して主張の重大性を納得できる程度にアンチドーピング規則違反を立証できたか否かを基準とする。この証拠基準の内容は, 単に可能性を推量する程度では不十分であるが, 「合理的疑い」の範囲を超える程度に証明される必要はない。一方, 当アンチドーピング規則では, アンチドーピング規則違反に反論し, あるいはそのために関連する事実や状況証拠を確定する時, その举证責任は違反の疑われた競技者あるいは競技者側が負うものとする。この場合可能性の比較衡量を証拠基準とする。

**Methods of establishing facts and presumptions  
事実関係および推定事項の立証方法**

アンチドーピング規則違反に関する事実関係は, 自認をはじめとする, 確かな証拠に基づき立証されなければならない。

WADA

*Sample*

WADA

*International*

*Standard*

*Rider*

*International Standard*

認定の分析機関あるいは承認の同様機関では、分析に関する「国際基準」に基づいて検体の分析および管理を実施しているものと推定される。競技者側は、「国際基準」に反することを立証することにより、上記の推定に反論できる。

*Rider  
Standard*

*International*

*Adverse Analytical Finding*

競技者が「国際基準」からの乖離を立証し、上記の推定に反論した場合、または加盟国内連盟は、違反が疑われる分析結果の原因がその乖離ではないことを立証する責任を負う。

*Procedural Guidelines*

<i>Finding</i>	<i>International Standard</i>	<i>Testing</i>	<i>Adverse Analytical Rider</i>
			<i>Procedural Guidelines</i>
<i>International Standard</i>	<i>Testing</i>		<i>Adverse Analytical Finding</i>

当アンチドーピング規則、アンチドーピング委員会制定の手順ガイドラインあるいはドーピング検査に関する「国際基準」からの乖離があっても、違反が疑われる分析結果、あるいはその他のアンチドーピング規則違反の原因となっていない場合、当該結果は無効にならない。当アンチドーピング規則、アンチドーピング委員会制定の手順ガイドラインあるいは「国際基準」からの乖離が検査期間中に発生した旨を競技者が立証した場合、または加盟国内連盟は、違反が疑われる分析結果またはアンチドーピング規則違反の根拠となった事実関係が当該乖離に起因していない旨を立証する責任を負う。

*Anti-Doping Inspector Medical Inspector*

*Testing*

アンチドーピング検査官、検査医師、コミセールまたは役員は、目撃しあるいは報告を受けたアンチドーピング規則違反および検査に関する事案、異例または不法行為に関する報告書を作成しなければならない。彼はすべての証人の身元を記録しなければならない。証人の証言は、証人の副署をつけて報告書に含まれてよい。この報告書およびすべての補完書類は遅滞なくアンチドーピング委員会に送付されなければならない。

**Chapter III THE PROHIBITED LIST**  
**第三章 禁止リスト**

*Prohibited List* *WADA*  
 Code *Prohibited List*

当アンチドーピング規則は、により規程第 条に記述されるように発行され改訂される禁止リストを包含する。 は、 ニュース公報においても最新の禁止リストを公表する。

- Comment:* 1) *the Prohibited List currently in force may also be found on UCI's website at [www.uci.ch](http://www.uci.ch).*  
 2) *Most sections of the Prohibited List refer to categories of Prohibited Substances or Prohibited Methods, while only a limited number of these Substances or Methods are listed under that category; yet other Substances or Methods than those recited are prohibited as is indicated for the respective categories.*  
 3) *The Prohibited List relates to a sports regulation. The Use or Possession of, and Traffic in, a number of substances on the List is also prohibited or regulated in the national laws of many countries. Criminal sanctions may apply. A substance or method that is not prohibited under the List may be prohibited or regulated under national law.*

- 解説:** 1) 現在有効な禁止リストはUCIウェブサイト [www.uci.ch](http://www.uci.ch) で見ることができる。  
 2) 禁止物質または禁止方法のカテゴリに関する禁止リストの大部分は、そのカテゴリ下に限られた数の物質と方法しか掲げていないが、列挙されている以外の物質や方法も、各カテゴリに掲げているものと同様に禁止する。  
 3) 禁止リストはスポーツ規則に関連する。禁止リスト上の相当数の物質が、多くの国々の国内法で使用、所有あるいは不正取引が禁止あるいは規制される。刑事罰が科され得る。禁止リストにおいて禁止していない物質あるいは方法も国内法規により禁止あるいは規制され得る。

*Prohibited List* *Prohibited List*  
*Prohibited List* *WADA* *WADA's* \_\_\_\_\_

禁止リストまたは改訂版において特別の定めがある場合を除き、による特別の行為を要せずに、当該禁止リストおよび改訂版の効力は、によるウェブサイト \_\_\_\_\_ 上での禁止リストの公表からヶ月後に当アンチドーピング規則に基づいて発生する。

*WADA's* *Prohibited Substances* *Prohibited Methods*  
*Prohibited List* *License-Holder*  
 禁止リストに盛り込まれる禁止物質および禁止方法に関する の判断は最終的なものであり、ライセンス所持者が異議を唱えることはできない。

**Chapter IV THERAPEUTIC USE EXEMPTION (TUE)**

**第IV章 治療目的使用の適用措置**

*Riders  
Prohibited Method*

*Use Prohibited Substance  
International Event  
Rider*

*National Anti-Doping Organization*

禁止物質・禁止方法の使用を要する医学的状態にある旨の文書を所持している競技者は、国際競技大会への参加に先立ち、その競技者が事前に彼の国のアンチドーピング機関から治療目的使用の適用措置を受けていたとしても、  
をより取得しなければならない。

*Riders  
Anti-Doping Organization  
Organization*

*National  
National Anti-Doping*

しかし、ジュニアおよびマスターズ・カテゴリーの競技者は、  
を彼の国のアンチドーピング機関あるいはそのアンチドーピング機関から指定された機関から取得しなければならない。

*Riders  
Prohibited Method*

*Use Prohibited Substance  
International Event*

*National Event*

*Anti-Doping Organization  
Organization  
Anti-Doping Organization*

*National  
National Anti-Doping  
National*

国際競技大会への参加を計画していない、禁止物質・禁止方法の使用を要する医学的状態にある旨の文書を所持している競技者は、国内競技大会への参加に先立ち、彼の国のアンチドーピング機関あるいはそのアンチドーピング機関から指定された機関から治療目的使用の適用措置  
を取得しなければならない。こうした  
取得手続きはその国内アンチドーピング機関の規則によって管理する。

この第 章の以下の条項は

の委員またはそのうち最少 名は、競技者の治療および処置に経験を有し、かつ臨床医学、スポーツ医学および運動医学の正しい知識を有する医師でなければならない。

の構成員の大多数は、あるいは国内連盟において、いかなる公的責任を持ってはならない。の構成員は、その全員が利益相反同意書に署名を付すものとする。

は、適切と判断した場合、の申請に関する諸事情を審査する際に医学的意見または科学的意見を求めることができる。

### *Riders*

障害のある競技者が関係する事案においては、の構成員の誰もが、障害のある競技者の治療および処置に経験を有しない場合、経験を有する専門家から意見を求めなければならない。

がの申請を受け取ったとき、の委員長は 名以上のの委員(委員長を含めてよい)を、申請について検討し、速やかに裁定を下すために指名しなければならない。

### **Criteria for granting a Therapeutic Use Exemption 治療目的使用の適用措置の付与に関する基準**

治療目的使用の適用措置( )は、下記の基準が厳格に満たされている場合のみ付与する。

競技大会に参加する 日前までに の申請を、 *Event* の提供する書式により競技者が行っていること。

*Rider*  
*Prohibited Method*

*Prohibited Substance*

急性または慢性の病状を治療する過程において禁止物質または禁止方法を用いなかった場合に、当該競技者が深刻な障害を受けること。

*Prohibited Substance*    *Prohibited Method*

*Prohibited Substance*    *Prohibited Method*

*Use*

当該禁止物質または禁止方法を治療目的で使用することにより、競技能力の強化(ただし、正当な病状治療を経て健康状態に回復することから予想されるものは除く。)が生じないこと。禁止物質または禁止方法を用いて「正常下限」レベルの内因性ホルモンを増加させることは、妥当な治療措置であるとは見なされない。

*Prohibited*

*Substance Prohibited Method*

当該禁止物質または禁止方法を使用する以外に、適正な治療法が存在しないこと。

*Prohibited Substance Use Prohibited Method Prohibited Substance*

*Prohibited Method*

当該禁止物質または禁止方法を使用の必要性は、当該禁止物質または禁止方法の治療目的以外で全面的あるいは一部使用したことの継続となっていないこと。

の申請が事後承認であると見なされないこと。ただし、下記いずれかの条件が満たされている場合は、この限りではない。

緊急治療または急性病状の治療が必要である場合

*Rider's Event Prohibited Substance*

不測の事態につき、競技者が競技大会参加に 日間先立って申請を請求する時間的余裕がなかった場合、または、 が競技者の競技大会参加に先立って申請内容を検討する時間的余裕がなかった場合。

*Use Prohibited Substance*

*Prohibited Method*

は、投与の量・頻度・方法の管理の不可能性あるいは困難性、または禁止物質・禁止方法の使用の他の側面としての条項 以外の競技力向上効果があることを根拠として、却下しなければならない。

は の付与を、指定される条件に具申する。

**Standard Therapeutic Use Exemption procedure**

**治療目的使用の適用措置の標準手続**

の検討が行われるのは、下記のものを受理した後に限られるものとする：

判読しやすく記入された、当アンチドーピング規則に従った申請様式。そしてこれは全関連情報と書類を含まなければならない。および、

理事会により毎年金額が設定される、申請料。

**Warning:** Any file that is not complete or not legible will not be considered as valid and will be returned to the sender.

**警告:** 完全に、あるいは判読しやすく記入されていない書類は正当に検討せず、送付元に返送する。

*International Standard*

治療目的使用の適用措置のための国際標準に示された の申請書については、情報の追加的提供を盛り込む形で アンチドーピング委員会が修正できるが、セクションまたは項目は削除しないものとする。



*Rider*

の申請書は、英語またはフランス語により判読できるように記入しなければならない。申請書に添付される情報は英語またはフランス語でなければならない。こうした情報の原文が他の言語で作成されている場合、競技者は原本と英語またはフランス語の訳文を添付しなければならない。

*Rider*

*Anti-Doping Organization*

*Prohibited*

*Substance Prohibited Method*

競技者は、複数のアンチドーピング機関に対して の申請を行ってはならない。申請を行う場合には、現在・過去における禁止物質・禁止方法の使用許可申請、当該申請の提出先となった機関、および当該機関の裁定内容を記載しなければならない。

申請を行う場合には、関連の病歴を包括的に盛り込むとともに、申請に関係する診察所見、検査結果および画像所見をすべて含めなければならない。

*Rider*

上記以外に関連した調査、診察・検査、画像検査について、 から求めがあった場合、当該競技者の費用負担で上記の調査等を実施する。

*Prohibited Substance Prohibited Method*

*Rider*

申請を行う場合には、相応の資格を有する医師が記載した証明書を含めなければならない。この証明書では、競技者の治療における当該禁止物質または禁止方法の必要性を証明するとともに、使用の認められている代替薬剤を治療に用いることができない理由、または用いることができなかった理由を記載しなければならない。

*Prohibited Substance*

*Prohibited Method*

当該禁止物質または禁止方法の投与量、投与頻度、投与経路または投与期間は、具体的に明記しなければならない。

*Rider*

の裁定は、関連のアンチドーピング委員会から競技者本人に対して書面で伝達するものとする。

*Rider WADA*

*WADA*

が付与された場合、 の有効期間および関連条件に関する情報を含む治療目的使用許可の証明書を競技者および に対して速やかに伝達するものとする。 もすべての補助文書を伝達する。

*Rider*

*Anti-Doping Inspector*

*Testing*

競技者は証明書の写しを常に携帯し、検査時にはアンチドーピング検査官に提示しなければならない。

**Abbreviated Therapeutic Use Exemption procedure**  
**治療目的使用の適用措置の略式申請手続**

*Prohibited List*

禁止リストに含まれる物質の中には、競技者が頻繁に遭遇する病状の処置に使用されるものがあることを認める。このような場合、条項 および条項 に関する標準申請は不要である。そのため、 の略式申請手続が設けられる。

*Prohibited Substances*    *Prohibited Methods*

禁止物質または禁止方法のうち略式申請手続で認められるものとしては、厳格に下記のものに限られる。具体的には、吸入ベータ作用剤 フォルモテロール、サルブタモール、サルメテロールおよびテルブタリン ならびに局所使用による糖質コルチコイドである。

*Prohibited Substances*

条項 の禁止物質の使用許可は、 による完全な通知の受領により有効となる。

診断内容を記載するものとし、また当該診断内容を立証するために検査が行われた場合には、その検査内容も含むものとする。(ただし、実際の結果または詳細事項を付さないものとする。)

条項 , および を適用する。

不完全な、判読できない、あるいは当アンチドーピング規則に従わない通知は、免除をもたらすものではなく、申請者に返送しなければならない。

Organization                      WADA                      Rider's                      National Anti-Doping

は、正式通知受領時に、 , 競技者の国内連盟および国内アンチドーピング機関に通知する。

WADA  
は に の申請を提供する。

の通知は、事後承認であると見なされないこと。ただし、下記事案の場合はこの限りではない。

緊急治療または急性病状の治療が必要である場合

*Rider's*

*Event*

不測の事態につき、競技者が競技大会参加に先立って申請を行う時間的余裕がなかった場合、または が競技者の競技大会参加に先立って申請書を受け取る時間的余裕がなかった場合。

## Confidentiality of information 情報の守秘

WADA

### *Anti-Doping Organizations*

Code

申請にあたり競技者は、 の構成員、必要に応じて他の外部の医療関係者もしくは科学分野有識者、または の運用、審査もしくは上訴に関する所要の職員全員に対して当該申請に関する全情報を伝達することについて、および の裁定内容が規程の定めに基づいて他のアンチドーピング機関に伝達されることについて、承諾書を提出しなければならない。

Rider

Rider

WADA

競技者本人に代わって医療情報を取得できるという、または の権利を競技者本人が無効にしたいと考えている場合、当該競技者は、自分の担当医に対してその旨を書面で通知しなければならない。この判断の結果、当該競技者は、 を受けられず、既存の も更新できなくなる。

Rider's

外部の独立専門家の支援が必要になる場合、その当該競技者の治療情報の中で競技者および競技者の担当医を特定しない形で、申請内容の詳細情報をすべて提供するものとする。

### *Anti-Doping Organizations*

の構成員およびアンチドーピング機関の事務局は、厳格な守秘義務をもってその活動を行うこととする。

## Duration of TUE TUEの有効期限

にはそれぞれ有効期限があり、その有効期限は治療目的使用の適用措置委員会によって決定される。有効期限は治療目的使用の証明書に表示しなければならない。

年を超える有効期限の を与えてはならない。有効期限は更新できる。

はその有効期限を以って失効する。

## Withdrawal of TUE TUEの撤回

**TUE granted under standard procedure**  
**標準手続きにより付与されたTUE**

の は、有効期限内に、その再審査と撤回を行うことができる。

WADA

*Rider*  
の による の撤回および あるいは による 付与の破棄は、その裁定がより短い期間を設定しない限り、競技者への裁定通知後 日で発効する。

**TUE granted under abbreviated procedure**  
**略式手続きにより付与されたTUE**

WADA

の および の は、有効期限内に、その再審査と撤回を行うことができる。

WADA

*Rider*  
の または の による の撤回および による 付与の破棄は、競技者への裁定通知後直ちに発効する。

*Rider*  
しかしながら、競技者は標準手続きに従って の申請を行うことができる。

**Results before withdrawal**  
**撤回前の結果**

*Rider's*

の撤回および 付与の破棄は、遡及して適用しない。これらは裁定が発効する以前の競技者の競技結果を無効としない。

**Results after expiry or withdrawal**  
**失効あるいは撤回後の結果**

*Adverse Analytical Finding*

治療目的使用の適用措置委員会は、違反が疑われる分析結果の最初の再審査にあたり、その結果が の失効あるいは撤回に結びつくものであるかを検討することができる。

**Information**  
**通知**

*Rider* *Anti-Doping Organizations*

競技者と関係するアンチドーピング機関には、 の撤回および 付与の破棄の裁定を速やかに通知しなければならない。

**Review by WADA and appeal to the CAS**  
**WADAによる再審査およびCASへの上訴**

**Review by WADA at the request of the Rider**  
**競技者から求めがある場合におけるWADAの審査**

Rider WADA

競技者は、 の が を否定あるいは撤回したことについて、 に裁定の破棄を求めることができる。

Rider

WADA

WADA

WADA

Rider

競技者は、 の に の求める申請料を添えて、 に最初に提出した のための情報を提供しなければならない。 の は、競技者に対して、必要とみなされる追加の医学的情報を競技者の経費負担によって求めることができる。

再審査過程が終了するまでは、 の裁定が有効である。

WADA

Rider  
Events

が の裁定を破棄した場合、その破棄は遡及して適用しない。競技者は、競技大会に参加することができなかった場合も、 による補償を求める権利はない。

WADA

による 裁定の破棄決定は、 のみによって に上訴できる。

WADA

WADA

が の裁定を承認した場合、 と の裁定を競技者が にのみ上訴できる。

WADA

への上訴の期限は、 の裁定を受け取ってから ヶ月である。

**Review by WADA on its own initiation**

**WADA自身の発議による再審査**

WADA

は、自身の発議により、 の による の否定あるいは撤回についての自身の裁定をいつでも再審査または破棄できる。

条項 から条項 を適用する。

WADA

は、自身の発議により、 による の付与についていつでも再審査または破棄できる。

WADA  
Rider  
による、 による の付与についての破棄決定は、競技者または により にのみ上訴できる。

への上訴の期限は、 の裁定を受け取ってから ヶ月である。

WADA

**Chapter V WHEREABOUTS INFORMATION**  
**第 V 章 居所情報**

**Registered Testing Pool**  
**登録検査対象リスト**

*Out-of-Competition Registered Testing Pool*

*Riders*

アンチドーピング委員会は、居所の更新情報を 提供することを要請される競技者からなる 競技外検査対象リストを確認しなければならない。

*Comment: only the Riders included in the Registered Testing Pool are required to provide whereabouts information; however any Rider may be tested Out-of-competition at any time and at any place, even if he is serving a period of Ineligibility.*

*解説: 登録検査対象リストに含まれる競技者のみが居所情報の提供を要請される; いかなる競技者も、自身が資格停止期間に服していたとしても、いつでもいかなる場所でも競技外検査を受けなければならない。*

*Riders*

*Registered*

*Testing Pool*

*Registered Testing Pool*

アンチドーピング委員会は、登録検査対象リストに含まれるべき競技者の基準を明示しなければならず、さらに個別に競技者を含めることができる。アンチドーピング委員会は、登録検査対象リストを折々に適宜改訂できる。

*Rider*

*Registered Testing Pool*

*Ineligibility*

*Registered Testing Pool*  
*Registered Testing Pool*

競技者は、アンチドーピング委員会から登録検査対象リストから除外されたことを通知されるまで、登録検査対象リストに含まれ続け、 に居所情報を更新連絡することを要請される。資格停止期間に服している競技者も登録検査対象リストに含まれ続け、 に居所情報を更新連絡することを要請される。

*Rider*

*Out-of-Competition Testing*

に自転車競技からの引退を通知した競技者は、彼が国際水準の競技への復帰希望を少なくとも ヶ月前に に通知し、かつ競技への実際の復帰前の期間中いつでも非通知の競技外検査に応じることができなければ、国際水準の競技に復帰できない。

*Rider*

引退の通知は、その目的で競技者がライセンスを所属の国内連盟に返納しなければ有効とならない。

**Whereabouts information requirements**  
**居所情報の要請**

*Rider*

*Registered Testing Pool*

アンチドーピング委員会は、登録検査対象リストに含まれる各競技者に、彼がそのリストに含まれており、そして、当アンチドーピング規則およびアンチドーピング委員会が適当と認めるに指示に従って正確な居所情報を提供しなければならない旨を書面により通知しなければならない。



競技者からの最新の情報に基づいた検査に競技者が来ない場合、アンチドーピング委員会は検査不出頭を書面により競技者に伝える。

*Rider*

当該競技者は、通知より 日以内に書面による釈明を提出し、事情を証明する権利がある。

*Rider*

*Rider*

アンチドーピング委員会が、競技者が提出した釈明および証拠の検討後、釈明が正当な理由でないと宣告した場合、検査不出頭を記録し、競技者に通知する。

*Rider Testing Anti-Doping Inspector*

*Rider*

*Rider*

検査のための競技者の位置確認の各企てに、アンチドーピング検査官は当該日に競技者が明記したすべての場所に行き、各場所に 時間止まらなければならない(もし早すぎた場合は、競技者が告知した時間までその場所に止まる)。

*Rider*

*Rider's*

連続する ヶ月間に、居所情報の正確な提供不履行により一競技者が 回の記録された警告を受けた場合、あるいは居所情報の正確な提供不履行と検査不出頭の合計が 回となった場合、アンチドーピング違反が成立する。アンチドーピング委員会は当該競技者の国内連盟に通知し、条項 に従いアンチドーピング違反の制裁処置を開始するよう要請する。

*Rider's*

*Anti-Doping*

*Organization*

*Anti-Doping Organization*

競技者による、当アンチドーピング規則下における正確な居所情報の提出不履行および または検査不出頭は、他のアンチドーピング機関に記録された正確な居所情報の提出不履行および または検査不出頭と、次の事項を条件として としゴ橋潔帽ぼグ規則下に董票出不履行 折蟹ン瀕 不履遠や例 嵩撫七

チドーピング機関が利用可能としてよい。

*Anti-Doping Organizations*      *WADA*      *WADA*      *Rider*

は、すべての居所情報を に提出し、 はこの情報を、条項 に規定するような、競技者を検査する権限を持つ他のアンチドーピング機関が利用可能とする。

*Rider*      *Anti-Doping Organizations*

は、居所情報を、条項 に規定するような、競技者を検査する権限を持つ他のアンチドーピング機関が利用可能としてよい。

**Confidentiality**  
**秘密保持**

は、居所情報を常に極秘に保たねばならず、これを検査の計画、調整もしくは実施の目的のみで利用しなければならない。 はこれら目的が当面の事項でなくなって以後は居所情報を破棄しなければならない。

*WADA*      *Anti-Doping Organizations*      *Code*

規程下において、 およびすべての規程を承認したアンチドーピング機関は、居所情報の秘密保持に関して同様の義務に拘束される。

*WADA*      *Anti-Doping Organization*  
*Rider*

しかし、たとえ情報が によって提供されたとしても、 は あるいはアンチドーピング機関が居所情報についてなす使用に責任がないものとする。この点について競技者は に権利を主張することはできない。

**Obligations of National Federations**  
**国内連盟の義務**

*Riders*

国内連盟は、 の要請により競技者に関する居所情報の取得について に協力しなければならない。

*National Anti-Doping Organization*  
*Riders*

各国内連盟は、その国の国内アンチドーピング機関の国内水準競技者の登録検査対象リスト作成について、該機関に協力しなければならない。

**Chapter VI TESTING**  
**第VI章 検査**

*Procedural Guidelines*  
**手続ガイドライン**

*Procedural Guidelines*

アンチドーピング委員会は、当アンチドーピング規則下に行なわれる検査の全局面のための手続ガイドラインを発行しなければならない。

*Procedural Guidelines*

*International Standard for Testing*

手続ガイドラインは当アンチドーピング規則に準拠し、かつ、検査に関する国際基準に基本的に準拠しなければならない。

*Procedural Guidelines*

手続ガイドラインは 会長による承認により拘束しなければならない。

*Anti-Doping Inspector*

加えて、アンチドーピング委員会委員長およびアンチドーピング検査官は、火急に検査が実施されることができることを保証するように要求される基準をいかなる時も課してよい。

**Management**  
**管理**

**106. Post-Competition**

*Anti-Doping*

*Inspector Medical Inspector*

条項106に規定される場合を除き、**競技後**検査はアンチドーピング検査官と医事検査官により実施しなければならない。

**Individual Testing is conducted by an Anti-Doping Inspector and a Medical Inspector or by an Anti-Doping Inspector alone.**

**個人検査はアンチドーピング検査官と医事検査官、あるいはアンチドーピング検査官のみにより実施する。**

**Comment: UCI's anti-doping regulations introduced the distinction between Post-Competition Testing and Individual Testing. Whereas the terms Out-of-Competition and In-Competition refer to the period of time in which a test takes place in relation to a given competition, the terms Post-Competition Testing and Individual Testing refer to the organization of the test. Post-Competition Testing is the testing session following a race where a number of participants in that race is tested (see articles 112 et seq.). Post-Competition Testing always takes place in the In-Competition period (see definition in appendix 1).**

**Individual Testing is a separate test on an individual rider (see articles 135 et seq.). It mostly takes place Out-of-Competition, but may also be conducted In-Competition, for example before the start of the race or on a resting day in a stage race. An Out-of-Competition Test is always an Individual Test.**

**The second paragraph of article 98 indicates that a Medical Inspector is not required for Individual Testing.**

**解説:** UCIアンチドーピング規則は競技後検査と個人検査の間に区別を取り入れた。ゆえに、競技外および競技会時の用語は、当該競技会に関連して行われる検査の時間的時期を示し、競技後検査および個人検査の用語は検査の機構を指す。競技後検査は、何人ものその参加競技者が検査される

レース後に行う検査である(条項112以下を参照)。競技後検査は常に競技会時に行われる(付属書類1の定義を参照)。

個人検査は個々の競技者に対して独立した検査である(条項135以下を参照)。これは多くは競技外として行われるが、たとえばレースのスタート前あるいはステージ・レースの休養日など競技会時にも行われる。競技外検査は常に個人検査である。

条項98の第2節は、個人検査には医事検査官は必須ではないことを示している。

(text modified on 1.01.07; 1.02.07).

#### Anti-Doping Inspector

#### Testing

アンチドーピング検査官は検査実施現場での責任者である。

#### Testing

#### Medical Inspector

世界選手権大会のために、理事会は、アンチドーピング委員会メンバーであるかアンチドーピング委員会に推薦された医師を、公式医師として指名しなければならない。公式医師は、世界選手権大会における検査実施現場での責任者である。彼は医事検査官として行動してよい。

#### Anti-Doping Inspector

#### **The appointment may be made orally.**

アンチドーピング委員会、緊急の場合には、委員長またはその代理者はアンチドーピング検査官を指名する。**この指名は口頭で行われてもよい。**

#### Anti-Doping Inspector

しかし、下記の場合、アンチドーピング検査官は当該国の国内連盟が指名しなければならない。

#### **In-Competition Testing (both Post-Competition and Individual Testing)**

#### **In-Competition Testing (both Post-Competition and Individual Testing)** Events

#### Out-of-Competition Testing

#### Riders

条項 による リストの大会時の**競技会時検査(競技後検査および個人検査の両方)**;

条項 により から権限を得た国内連盟による、大会時の**競技会時検査(競技後検査および個人検査の両方)**;

から競技者に対して実施する権限を得た国内連盟による競技外検査。

(text modified on 1.02.07).

#### Medical Inspector

#### Procedural Guidelines

医事検査官は、当アンチドーピング規則および手続ガイドラインに記述される検体採取の責任者である。

#### Medical Inspector

医事検査官は、医師でなければならない。

(text modified on 1.02.07).

#### Medical Inspector

*Medical Inspector Testing Event*

医事検査官は主催者の国内連盟が指名しなければならない。レース医師を、その大会の検査のための医事検査官として指名してはならない。

*(text modified on 1.02.07).*

**For Post-Competition Testing,**

*Medical Inspector*

*Medical Inspector*

**競技会後検査において**,主催者の国内連盟は、医事検査官が男性である場合は女子選手からの検体採取のために女性看護師も、医事検査官が女性である場合には男子選手からの検体採取のために男性看護師も指名しなければならない。

*(text modified on 1.02.07).*

**for the test to take place**

*Anti-Doping Inspector*

*Medical Inspector*

**or the Anti-Doping Inspector or Medical Inspector may conduct the Post-Competition Test alone, provided he appoints, a person of the same gender as the Rider to witness the delivery of the sample.**

**検査実施場所により**必要な場合で国内連盟の責任を損なわないような場合、アンチドーピング検査官は医事検査官およびまたは看護師を現場で指名でき、**あるいはアンチドーピング検査官または医事検査官は単独で、適当な場合競技者と同性の者を検体採取の証人として指名する条件で競技会後検査を実施できる。**

*(text modified on 1.02.07).*

**Individual Testing,** *Medical Inspector*

**However, if the Anti-Doping Inspector is not of the same gender as the Rider, he shall appoint a person of the same gender as the**

定をしない限り、適用する。

*Medical Inspector*

医事検査官は他の医師または看護師に補助されてよい。

*Samples*

*Samples*

尿検体以外の検体採取時には、適切な資格を持った者を指名する。

**Post-Competition Testing**

**競技後検査**

*Post-Competition Testing*

下記大会時には、競技後検査を実施する：

*Events*

*Procedural Guidelines*

*Event*

*Anti-Doping Inspector*

手続ガイドラインに従い、世界選手権大会、大陸選手権大会および地域大会；  
世界記録または大陸記録挑戦；  
アンチドーピング委員会が指定したその他の大会；これら大会には リストあるいは リストの大会を含む。  
条項 により、アンチドーピング検査官をアンチドーピング委員会が指名する（リスト）か、主催者の国内  
連盟が指名する（リスト）による。

*Testing*

*Post-Competition Testing*

検査を実施するステージ・レースにおいては、アンチドーピング委員会が別に定めない限り、競技後検査は各ステージ後に行なわなければならない。

*Post-Competition Testing*

日間レースにおいては、競技後検査は最少 日間行なわなければならない。

**National Federation**

**国内連盟**

*Event*

*Post-Competition Testing*

*Procedural*

*Guidelines*

競技大会主催者の属する国内連盟は、競技後検査実施の実務的側面について、主催者の義務も含めて責任を持たなければならない。当アンチドーピング規則と手続ガイドラインに従って検査が実施できるように、すべてのスタッフおよびすべての基幹施設と器材が利用可能であることを、国内連盟は保証しなければならない。

*Testing*

自転車競技規則条項 の主催者への適用を損なうことなく、検査の実務面における怠慢があった場合、主催者の国内連盟は スイスフラン以下の罰金を免れない。日を超えて継続する競技大会においては、罰金を怠慢が継続する日数分倍加する。

*Anti-Doping Inspector*

検査の実務面における怠慢の結果として、アンチドーピング委員会が指名したアンチドーピング検査官がその任務を適切に完遂できなかった場合、国内連盟と主催者は連帯して、あるいは個別に彼の費用を返済する責任がある。

**Doping control station**  
ドーピング・コントロール施設

検体採取に適した施設を、フィニッシュラインのすぐ近くに設けなければならない。フィニッシュラインからこの場所までの行き方を、案内標識を用いて明瞭に表示する。

*Event*

正当とできる状況においては、アンチドーピング委員会は施設を直近の場所としなければならないことを免除できる。主催者またはその属する国内連盟は、競技開始 ヶ月以前にアンチドーピング委員会宛に完全な書面による申請を提出しなければならない。

*Anti-Doping Inspector*

*Testing*

アンチドーピング検査官の要求があった場合には、主催者は、ドーピング・コントロール施設への入口を警護して、検査に関係ない者の立ち入りを防止するための職員を任命しなければならない。

**Selection of Riders to be tested**

**検査対象競技者の選定**

*Riders*

*Procedural Guidelines*

検査対象競技者を手続ガイドラインにより指定する。

*Riders*

*Event*

アンチドーピング委員会は、特定の大会における検査対象競技者選定について、アンチドーピング検査官に秘密指示を与えることができる。

*Competition*  
*Anti-Doping Inspector*

*Race*

*Post Competition Testing*

*Rider*

*Rider*

*Rider*

*Rider*

*Sample*

アンチドーピング検査官は競技後検査を実施する各競技あるいはレースにおいて、抽選により検査対象となった競

技者がその順位により、あるいは同時に一つの選定基準によって、あるいは実務的理由により検体採取が不可能になったときに、その順で検査を受けなければならない第および第予備競技者を抽選し、アンチドーピング委員会により要求されている数の検査を実施するようにしなければならない。

*Riders* *Sample*  
*Sample*

予備競技者は、実際に検体採取を受ける必要がなかったとしても、規定された期限内に検体採取に出頭しなければならない。

*Guidelines* *Rider* *Procedural*  
*Rider* *Testing*

手続ガイドラインに従った選考またはアンチドーピング委員会の指示によらず、他の競技者が検査を受けた状況にあっても、検査対象は無効とならない。

**Notification of Riders**

**競技者への告知**

*Rider* *Rider* *Race*  
*Testing* *Race*  
*Sample*

いずれの競技者(競技を棄権した競技者を含む)も、競技後に自分が検査を受けるよう選定されていないか承知していなければならない。検体採取に出頭するよう要請されているか否かを自分で確認する責任がある。

*Rider* *Riders* *Race*  
*Sample*

この目的で、競技者は、フィニッシュあるいはレース失格直後に、検体採取対象競技者のリストが掲示の所在を探し、行ってリストを調べなければならない。

**The last thirty starters** *Rider* **The other Riders to be tested shall be notified in the way as for Individual Testing.**

タイム・トライアルの**最後30人としてスタートした競技者は、最終競技者がフィニッシュ後にリストを調べなければならない。その他の検査対象競技者は個人検査と同様の方法で通知されなければならない。**

**The obligations under this article cease to exist as soon as the rider has signed that he has been notified in person that he has been selected to undergo Testing.**

**この条項の下での義務は、競技者が自身が検査を受けるべき者と選定されたことを通知された旨認める署名をし次第、存在しなくなる。**

*(text modified on 1.02.07; 1.01.08).*

*Anti-Doping Inspector* *Riders*  
*Sample*

主催者およびアンチドーピング検査官は、検体採取に出頭要請される競技者のリストを、フィニッシュ・ラインならびにドーピング・コントロール施設の入口に、優勝者がフィニッシュする前に掲示すること確実にしなければならない。

**At world championships, the list shall not be displayed at the finish line but instead at another appropriate place that shall be determined and announced by the Anti-Doping Inspector.**

**世界選手権大会時には、リストはフィニッシュ・ラインに掲示しない代わりに、アンチドーピング検査官は適切な他の場所を決定し告知しなければならない。**

**Comment: Riders that can't find the list at the finish line, shall always proceed to the**



**doping control station.**

**解説:** フィニッシュ・ラインにおいてリストを見つけれない競技者は、常にドーピング検査室に続いて進むものである。

*(text modified on 1.02.07).*

Events

トラック競技においては、リストの 枚をトラック・センターを離れる際の通路トンネルの入口に、もう 枚をドーピング・コントロール施設の入口に掲示しなければならない。

Riders

トライアルと室内自転車競技においては、リストの 枚を競技者が演技終了後にコースまたはフィールドを離れる場所に、もう 枚をドーピング・コントロール場所の入口に掲示しなければならない。

Riders

競技者をリスト上において、その氏名、ゼッケン番号あるいは順位によって特定しなければならない。

Rider

Sample

いかなる競技者も、掲示されたリストに自分のゼッケン番号あるいは順位がなかったとしても、もし他の方法で特定されていたり、もし自分が検体採取に出頭を要請されていたことを他の方法で教えられていたということが証明された場合は、これをもって免除することはできない。

**Comment:** **No additional form of notification (for example: audio announcement) has to be used. The absence of an additional form of notification may never be interpreted as an indication that no Testing will take place and is no excuse for failing to submit to Sample taking.**

*When a Rider does not appear for Sample taking, there is no obligation for the Anti-Doping Inspector, the organizer or anyone else to try to contact or notify the Rider*

**解説:** 補足的な通知形式(たとえば: 音声通告)は使用されない。 補足的形式の通知がなくても、検査が行われないことの指示であると解釈してはならず、検体採取に服さなかったことの弁明にはならない。

*競技者が検体採取のために出頭しない場合、アンチドーピング検査官、主催者あるいは競技者に連絡・告知を試みた者に責任はない。*

*(text modified on 1.01.08).*

**A Rider may be notified in person by a chaperone**      Testing      Post-Competition Testing  
Individual Testing

個人検査と同様の方法で競技後検査 のためにシャペロンにより競技者に通知する ことができる。

**The organizer is required to provide at least one chaperone for every rider selected to undergo Testing.**  
**主催者は最少1名のシャペロンを検査に選定された競技者のために提供することを要請される。**

*(text modified on 1.01.08).*

**The chaperone**

*Rider*

シャペロンが競技者の近くにとどまり、常時彼を観察し、ドーピング・コントロール場所まで随行しなければならない。

**At all times the rider shall remain within sight of the chaperone from the time of notification to the completion of the Sample collection procedure. The Rider's Support Personnel must not hinder the chaperone from continuously observing the Rider.**  
**検体採取を通知されてから完了するまでの間常に競技者はシャペロンの視界に留まらなければならない。競技者の補助者は、競技者を常時監視するシャペロンを妨げてはならない。**

**chaperone**

シャペロンの不在は弁護の申し立てにならない。

*(text modified on 1.01.08).*

**Time-limit for attendance**

**出頭の期限**

**Except as provided under article 124 for the other riders than the last thirty starters in time trials,**

*Rider*

*Race*

*Rider*

**条項124の規定によるタイム・トライアルの最後の30人としてスタートする競技者以外の者を除いて、** 検査を受けるべき各競技者は、競技終了後 分以内、あるいは、該当する場合には、競技者が参加した公式表彰式の終了後 分以内に、ドーピング・コントロール場所の第 室に自身で出頭しなければならない。本規則の規定に基づいて記者会見に出席する必要がある競技者については、この期限は 分に延長される。

*(text modified on 1.02.07).*

*Rider*

*Race*

*Rider*

競技を棄権した競技者は、順位を与えられる最終競技者がフィニッシュしてから 分以内に出頭しなければならない。

**A Rider who has abandoned a time trial race shall proceed immediately to the finish line. If he is selected for testing he shall be notified in the way as for Individual Testing.**  
**タイム・トライアル・レースを棄権した競技者は直ちにフィニッシュ・ラインまで行かななければならない。もし彼が検査対象に選ばれている場合、個人検査と同様の方法で通知されなければならない。**

*(text modified on 1.02.07).*

*Rider*

*Anti-Doping Inspector*

*Sample*

*Race*

*Race*

同日中に他の競技に参加しなければならない競技者は、上記の期限内に、他の競技の終了後に検体採取を受けることについてのアンチドーピング検査官の許可を求めることができる。検査官は、検査をすぐに行うべきであるか、他の競技後に行うべきであるかを決定する。

Testing

Procedural

Guidelines

各競技後検査において、アンチドーピング検査官は、検査が当アンチドーピング規則と手続ガイドラインに従っていたことを証明し、彼が観察した異常について記した報告書を作成しなければならない。

*(text modified on 1.02.07).*

**Individual Testing**  
**個人検査**

*Individual Testing*

*In-Competition*

*Out-of-Competition*

競技会時および競技外において、個人検査を随時、随所で通告なしに実施できる。

Riders

**The Anti-Doping Inspector may test other Riders that he finds at the place and time of the test that he was appointed for.**

アンチドーピング委員会は、場所、時間および検査対象競技者、あるいは検査を行なう国内連盟に権限を与える決定をしなければならない。**アンチドーピング検査官は、彼が指定された場所、時間において見つけた他の競技者を検査することができる。**

*(text modified on 1.02.07).*

*Individual Testing*

*Rider*

*Sample*

個人検査は、競技者のプライバシーが保証され、検体採取時にドーピング・コントロール施設としてのみ使用される場所で実施する。

*Sample*

検体採取は与えられた状況下で可能な限りよい方法で、可能な限り慎重に実施しなければならない。

**Notification of Riders**

**競技者への告知**

*No Advance Notice Testing*

*Individual Testing*

可能なときはいつでも、事前通知なしの検査が、個人検査のための通知方式でなければならない。

*Riders*

*Individual Testing*

競技者を通知様式を用いて個人検査に招請する。

*Anti-Doping Inspector*

*Rider*

**However,**

**In-Competition and whenever his team manager or a representative of his club is found at the place where the notification was due to take place,** *Rider* —

アンチドーピング検査官は競技者本人に通知する。**しかしながら、競技大会時に通知が行われる場合、通知が行われる場所においてチーム監督またはクラブ代表者が見つけれられた場合にはいつも、**競技者にはそのチーム監督またはクラブ代表者を介して通知してもよい。

*(text modified on 1.02.07).*

Rider

Rider

Anti-Doping Inspector

Rider

競技者, そのチーム監督またはクラブ代表者は, 受領の証明として通知書の原本に署名しなければならない. 競技者, そのチーム監督またはクラブ代表者が通知受領の署名を拒絶する場合, あるいは通知を逃れようとする場合, アンチドーピング検査官はこのことを用紙に記入し, 可能であれば従わなかったことによる結果を競技者に知らせなければならない.

ステージ・レースと世界選手権大会においては, チーム監督またはクラブ代表者は, その競技者に可能な限り迅速に連絡できるように, 競技者の所在を示せるよう, 常にひとところにいなければならない.

Testing

Tampering Attempting

不正確な情報を与えた, 情報を与えることを拒否した, あるいは何らかの方法で検査を妨害したチーム監督またはクラブ代表者は, 条項 (干渉・改ざんする, または干渉・改ざんを企てること) のアンチドーピング違反を犯したことになる.

Rider  
Inspector

No Advance Notice Testing

Anti-Doping

Sample

Anti-Doping Inspector

Rider

Rider

Anti-Doping Inspector

事前通知なしの検査の通知を受けた競技者は, 本人への通知を受けた瞬間から検体採取完了までの間, 常時アンチドーピング検査官あるいはシャペロンの視界内に留まらなければならない. 常時アンチドーピング検査官が競技者を監視できなかった場合あるいは付添いを付けられなかった場合, このことをアンチドーピング検査官は記録しなければならない.

Rider

Sample

Anti-Doping Inspector

Sample

**collection shall start**

Rider

Anti-Doping Inspector

Rider

Rider

アンチドーピング検査官は, 検体採取の競技者が出頭すべき期限を, 状況を考慮して設定しなければならない. 検体採取は可及的速やかに**開始**しなければならず, 異常な状況下を除いて, 競技者(あるいはチーム監督またはクラブ代表者)が通知を受けてから 時間以内とする. アンチドーピング検査官は, 緊急の優先事項をドーピング・コントロール施設への手続き前に行いたい旨の競技者からの要求を認めてよい. 競技者が連続的な監視を受けることができない場合には, その要求を拒否しなければならない.

### Common rules for Post-Competition Testing and Individual Testing

#### 競技後検査と個人検査の共通規則

Attendants

随行者

Rider

Rider

Sample

Sample

競技者には、尿検体採取時を除き、検体採取過程において競技者が選択する 名の者および 名の通訳が付き添うことができる。

*Minor Rider*

*Minor Rider*

*Sample*

*Sample*

*Minor Rider*

未成年競技者の利および監視する医師あるいは看護師の利として、未成年競技者が尿検体を排出している時に代理人が医師あるいは看護師を監視できるが、未成年競技者にそのように要請されなければ、代理人なしで検体の排出を直接監視する。

*Independent Observer Program WADA  
WADA*

*Sample*

独立オブザーバー・プログラムが適用される場合、独立オブザーバーは検体採取に立ち会うことができる。独立オブザーバーは、尿検体の排出を直接監視することはない。

*Rider*

競技者、随行者および通訳、さらに彼らが持ち込むすべての物う搜索できる。

**Time limit for Sample taking  
検体採取の出頭期限**

*Anti-Doping*

*Inspector*

*Rider*

競技者が出頭期限までにドーピング・コントロール・ステーションに出頭しなかった場合、アンチドーピング検査官は各自の判断において競技者への接触を試みるかどうかを判断することができる。

*Rider*

*Anti-Doping Inspector*

競技者が、出頭期限内に出頭することを妨げられることが予想された場合、あらゆる可能な手段を用いて、アンチドーピング検査官に通知することを試みなければならない。

*Anti-Doping Inspector*

**where applicable,**

*Medical Inspector*

最低でも、アンチドーピング検査官と、**あてはまる場合** 医事検査官は、出頭期限から 分待って離れることができる。

*(text modified on 1.02.07).*

*Rider*

*Anti-Doping Inspector*

**lor**

*Medical Inspector*

**if any, from the doping**

**control station,**

**or he**

*Sample*

*Rider*

最低待ち時間以降でアンチドーピング検査官および**または**医事検査官の**ドーピング・コントロール施設からの**出発前に競技者がドーピング・コントロール施設に出頭してきた場合、彼ら**または彼**は可能な限り検体採取処理を行い、競技者がドーピング・コントロール施設への出頭が延着した詳細を記録すること。

*(text modified on 1.02.07).*

[article abrogated on 1.02.07].

Sample

Rider's

たとえば、競技者の随行者あるいは通訳の到着を待つために検体採取を遅らすことはできない。

Rider

Anti-Doping Inspector

Anti-Doping Inspector

Anti-Doping

Inspector

Rider

Rider

Sample

競技者は、アンチドーピング検査官に承認され、アンチドーピング検査官あるいはシャベロンによる継続的な監視下にある場合のみ、ドーピング・コントロール施設を離れることができる。アンチドーピング検査官は、競技者が検体を提供できるようになるまで、競技者がドーピング・コントロール施設を離れる合理的な要求を配慮しなければならない。

Anti-Doping Inspector

Rider

Anti-Doping Inspector

Rider

アンチドーピング検査官は、競技者がドーピング・コントロール施設を離れる承認を与える場合、競技者と下記について合意しなければならない：

Rider

競技者がドーピング・コントロール施設を離れる目的 および  
戻る時間 あるいは合意された活動の終了時に戻ること

Anti-Doping Inspector

Rider's

アンチドーピング検査官は、この情報と競技者が離れた時間、戻った時間を書類で立証しなければならない。

Anti-Doping Inspector , where applicable, Medical Inspector

Rider

samples

アンチドーピング検査官と、**あてはまる場合** 医事検査官は、当アンチドーピング規則下に要求される検体を競技者が排出するまで、ドーピング・コントロール検査を続けなければならない。

(text modified on 1.02.07).

Rider

Sample

検体が採取される前に、競技者がドーピング・コントロール施設を離れた場合、この競技者は検査を拒否したとみなされ、条項 に定める制裁を招く。

Rider

Samples

Testing

検体が採取された後、すべての正式手続が完了する前に、競技者がドーピング・コントロール施設を離れた場合、この検査は有効とみなされる。

Anti-Doping Inspector

Medical Inspector

Rider

Testing

Rider

Rider

アンチドーピング検査官あるいは医事検査官が、競技者が検査される前に競技者を放免したり検査を終了した場合には、当該競技者は検体採取に選定されなかったものとみなされ、ドーピング・コントロール施設を離れたことに

よるアンチドーピング違反を犯したことになる。

条項 から の項目に該当することは、記録しなければならない。

**Anomalies**  
**変則事態**

*Rider* *Rider*  
*Sample*

競技者およびまたは競技者の関係者による行動、または検体採取に関する潜在的危険性を伴う変則事態は記録しなければならない。

*Sample* *Rider*  
*Anti-Doping Inspector* *Sample*  
*Sample* *Sample*

検体の出所あるいは真正に疑いのある場合、競技者に追加検体を要求しなければならない。競技者が追加検体の提供を拒否する場合、これはアンチドーピング検査官が記録しなければならない。追加検体の提供拒否は、条項による検体採取に従うことへの拒否とみなされる。

**Documentation**  
**文書作成**

*Anti-Doping Inspector* *Rider*

アンチドーピング検査官は、競技者にセッションがどのように実施されたかなどの懸念に関し文書化する機会を提供しなければならない。

*Rider* *Anti-Doping Inspector* *Rider's*  
  
*Rider* *Rider* *Minor* *Rider* *Rider*

*Rider's Sample*

競技者とアンチドーピング検査官は、競技者の懸念の記録を含め、競技者の検体採取セッションの詳細を正確に反映した記録文書に満足を示した適切な文書に署名すること。競技者の代理人は競技者が未成年の場合、競技者に代わって署名することができる。競技者の検体採取セッションにて正式な役割を果たしていたその他の人物も執行手続きの承認として文書に署名してもよい。

*Anti-Doping Inspector* *Medical Inspector* *Rider*  
*Sample* *Rider*

アンチドーピング検査官あるいは医事検査官は競技者により署名された検体採取セッションの記録のコピーを提供しなければならない。

*Rider* *Testing* *Rider*

競技者は、検査用紙に自分の署名を付すことにより、競技者により記録された懸念事項を条件として、以下の事項を確認しなければならない:

*Testing*

*Testing*  
検査が適切な標準と規則に従って実施されたこと

以降の苦情申し立てはまったく許されないこと  
この検査用紙のコピーを受領したこと

**Reporting  
報告**

*Testing* *WADA*  
*Rider* *In-Competition*  
*Out-of-Competition*  
は、当アンチドーピング規則により実施したすべての検査について、競技者名、検査の日付と場所、検査が競技会時検査か競技外検査であったかを含めて、*Testing* に報告する。

*Testing* *Testing*  
*Testing*  
当アンチドーピング規則により検査を実施した国内連盟は、すべての検査を、検査後ただちに *Testing* に報告しなければならない。

*WADA* *Rider* *Rider's*  
*National Anti-Doping*  
*Organization*  
は、競技者、競技者の国内連盟、国内オリンピック委員会または国内パラリンピック委員会、国内アンチドーピング機関、および国際オリンピック委員会または国際パラリンピック委員会により、情報が得られるようにしなければならない。

**Property of Samples  
検体の所有権**

*Samples*  
当アンチドーピング規則により採取した検体は、採取時より *Samples* の所有物となる。

**Samples for screening  
審査のための検体**

*Riders* *Sample*  
競技者はまた、審査を目的とする検体採取にも服さなければならない。

*Samples* *Samples*  
*Rider*  
は、収集し、受領しあるいは発見した関連する情報を、血液検体あるいは他の規則に従って採取した他の尿以外の検体を含めて、審査を目的として使用できる。 *Rider* は、競技者がなぜ目標とされたか、審査や目標としていかなる情報が使用されるかの理由を正当化する義務はない。

**Sample collection equipment  
検体採取用具**

*Sample*  
検体採取用具システムは下記により使用しなければならない

*Rider's*  
*Rider* *Rider*  
すべてのボトル、容器、チューブあるいはその他の競技者検体を封印するに用いるものの一部として付けられ



た、重複のない附番システムを持つ  
不正開封防止方式の封をするシステムを持つ；  
競技者の識別が器材自体からは明白とならないことを保証する；  
競技者に使用される前に、すべての器材は清浄で封をされていることを保証する

### **Sample transport**

#### **検体の移送**

*Anti-Doping Inspector*

アンチドーピング検査官は下記について責任を持たなければならない：

*Samples*

*Samples*

*Sample*

*Procedural Guidelines*

移送前の検体を保管すること  
書類を添えて検体を検査機関に移送すること  
手順ガイドラインに従って、検体採取作業書類を検査機関およびアンチドーピング委員会に送付すること。

### **Costs of Testing**

#### **検査の費用**

*In-Competition Testing*

*Event*

の発議および指示による競技会時検査の費用は、当該競技主催者が負担しなければならない。

*Out-of-Competition Testing*

*Out-of-Competition Testing*

の指示による競技外検査の費用は、 が負担しなければならない。国内連盟の要請により承認された競技外検査の費用は、国内連盟が負担しなければならない。

*Rider*

*Sample*

検体の分析費用は、当該競技者の国内連盟が責任を持たなければならない。

*Rider*

*Testing*

*Out-of-Competition Testing*      *Sample*

検査により制裁された競技者は、競技外検査あるいは 検体の分析により発生した費用を負担しなければならない。

### **Analysis of Samples**

#### **検体の分析**

*Samples*

*WADA*

*WADA*

*WADA*

*WADA*

*Sample*

検体は、 公認分析機関さもなければ が承認した機関にのみ送付しなければならない。検体分析に使用する 公認分析機関(あるいは他の方法による 承認)の選定は、アンチドーピング委員会のみが決定しなければならない。

*Sample*

特定の状況が正当化される場合、アンチドーピング委員会は検体の一部を 番目の分析機関で分析することを要

求できる。

<i>Doping control Samples Methods</i>	<i>Prohibited List</i>	<i>Prohibited Substances Code</i>	<i>Prohibited WADA</i>
---	------------------------	---------------------------------------	----------------------------

禁止リストにて同定される禁止物質および禁止方法, および規程の条項 に記述する監視プログラムに従って  
が指示するその他の物質を発見するために, ドーピング・コントロール用検体を分析しなければならない。

*Samples*

*WADA International Standard for Laboratory Analysis*  
分析機関は, 分析機関のための 国際基準に従って, ドーピング・コントロール用検体を分析し, 結果を報告し  
なければならない。

*Prohibited List  
Rider's*

条項 および *WADA* を条件として, 競技者から書面にて同意を得ていない場合, 物質(あるいは物質の種類)あるい  
は禁止リストにある方法の検出以外を目的として, あるいは監視プログラムに従って が指定した目的を除き,  
検体を使用することはない。

*Adverse Analytical Findings*

*WADA Adverse Analytical Finding*  
*WADA*  
分析機関は, いかなる違反が疑われる分析結果もアンチドーピング委員会および に, もし違反が疑われる  
分析結果が世界選手権大会に関する場合は, 公式医師および に報告しなければならない。

**Chapter VII RESULTS MANAGEMENT**  
**第 VII 章 結果の管理**

当アンチドーピング規則による結果管理は、条項 および に従い国内連盟が行った検査結果の管理を含み、アンチドーピング委員会が運営しなければならない。

*License-Holder*

*International Events*      *License-Holders*

アンチドーピング委員会は、通常国際競技大会に参加しないライセンス所持者に関する結果管理について、本章に本質的に一致して結果管理を運営している当該競技者の国内連盟に照会しなければならない。

**Review**  
**審査**

*Anti-Doping*

*Organization*

検査分析報告書、検査官の報告書、他のアンチドーピング機関による委託あるいはアンチドーピング違反に関する文書または情報を受領した後、アンチドーピング委員会がアンチドーピング違反あるいは当アンチドーピング規則への他の違反がなかったとみなした場合、この事案はその後取り上げられることはない。

この裁定は最終決定ではなく、アンチドーピング委員会はその判断によりその事案を再開することができる。

*WADA*

*WADA*

に事案を続行しないという裁定を通知しなければならない。 が要求する場合、アンチドーピング委員会は事案を再開し、国内連盟に条項 に従って制裁手続を行なうよう要求しなければならない。

*License Holders*

裁定以前に、アンチドーピング委員会は追加調査を命じることができる。国内連盟は、アンチドーピング委員会が適切とみなすような調査を運営する責任がある。すべてのライセンス所持者は協力義務がある。

*Sample Adverse Analytical Finding*

*Procedural*

*Guidelines*      *International Standards for Testing*  
*Adverse Analytical Finding*

違反が疑われる分析結果の受領時に、アンチドーピング委員会は決定のために審査を行い以下の事項の有無を確認する： 関連する治療目的使用の適用措置が付与されているか否か、あるいは これらアンチドーピング規則、手順ガイドラインあるいは検査および分析機関の分析に関する国際基準から明らかに乖離していることが原因となり、違反が疑われる分析結果の妥当性が害されているか否か、である。

Testing	International Standard			International Standard for Testing
			Adverse Analytical Finding	
Finding				Adverse Analytical
		Sample		Rider's Sample
			Rider	
Sample				Rider's
	Sample			
	International Standard			

条項 において初期確認を行った結果、関連の治療目的使用の適用措置が確認されず、違反が疑われる分析結果の妥当性を害するアンチドーピング規則、手順ガイドラインあるいは検査および分析機関の分析に関する国際基準からの乖離も確認されなかった場合、アンチドーピング委員会は、競技者の国内連盟に対して下記の事項を速やかに通知する。具体的な通知事項は、違反が疑われる分析結果、違反が問われたアンチドーピング規則の内容、アンチドーピング規則違反の有無に関する追加調査の説明、検体の分析を速やかに要求できるという競技者の権利、または要求しない場合には、検体の分析が放棄されたと見なされる可能性があること、検体の開梱および分析に競技者本人およびまたは代理人が同席できるという権利、ただし、上記の分析が要求された場合に限られる、ならびに分析機関の分析に関する国際基準に定められた情報を盛り込んだ検体および検体の分析関連書類一式の複写を競技者が請求できる権利とする。

通知書の写しを、*Rider* および *Rider's* または競技者のクラブまたはチームに送付できる。

通知書の写しを、*WADA* および *Rider's National Anti-Doping Organization* 競技者の国の国内アンチドーピング機関に送付する。

*Rider's*

競技者の国内連盟は 就業日以内に、アンチドーピング委員会からの通知書の写しを当該競技者に送付しなければならない。この写しが送付されたことは *Rider's* にも通知しなければならない。

*Rider's*  
*Rider*

条項 による競技者の国内連盟への通知および条項 による競技者への通知は、配達証明付の書留便にて配達されることにより確認しなければならない。

*Rider*  
国内連盟による連絡は、国内連盟に通知された最新の競技者の住所に送付されたなら、正式なものとみなされる。

### Analysis of B Sample B検体の分析

*Rider*  
*Sample*  
競技者および または彼の国内連盟およびアンチドーピング委員会は、検体の分析を要求する権利を持つ。

*Sample* *Rider*

*Sample*

検体の分析要求は、競技者が開梱だけでなく、検体の分析も彼か代理人が出席することを望んでいるかどうかを示すものとする。

*Sample*

*Rider's*

*Rider*

検体の分析要求は、競技者の所属する国内連盟が、自ら、あるいは競技者の依頼により、分析機関に対して直接に行う。同時に、分析要求の写しを に送付しなければならない。

*Sample*

*Rider*

*Sample Adverse Analytical*

*Finding*

国内連盟による 検体の分析要求は、競技者の所属する国内連盟に送付された違反が疑われる分析結果を知らせる書留郵便の受領後、就業日以内に分析機関に送付しなければ受理されない。

*Sample*

*Sample*

検体の分析は、検体の分析を実施した分析機関が行う。

*Sample*

*Sample*

ただし、検体の分析の必要性が正当化するなら、アンチドーピング委員会は、同委員会が指定する他の分析機関が 検体の分析を行うよう決定することができる。

*Sample*

*Sample*

*Adverse Analytical Finding*

条項 に基づき、つの分析機関で 検体の分析を行うこともできる。この方法で実施された 検体の分析において、違反が疑われる分析結果が 番目の検査機関においてのみ検証可能であることが示されている場合には、検体の分析はこの検査機関で実施された場合にのみ有効となる。

*Sample*

*Rider's*

検体の開梱には、競技者、競技者あるいはその所属国内連盟が指定する専門家、競技者の所属する国内連盟の代表者ならびに の代表者が出席することができる。

*Sample*

*Sample*

検体の分析には、競技者あるいは 検体の分析要求時にそうした要求があった場合に 名の代理人が立ち会うことができる。分析機関は、分析の妨害を避けるために立会人を制限することができる。

*Sample*

検査機関は、アンチドーピング委員会の反対承認がない限り、当事者との協議により 検体の分析の日程を申請受領から 就業日以内に設定する。

*Sample*                      *Sample*                      *Sample*                      *Rider*  
                                 *Sample*                      *Sample Adverse Analytical Finding*  
                                 *Sample*  
                                 *Rider*

血液検体の 検体の分析は、検体の分析から 日以内に行なわなければならない。アンチドーピング委員会は競技者および または彼の国内連盟に対して、可及的速やかに違反が疑われる分析結果と 検体の分析に設定された日程をファックスまたは メールにて通知しなければならない。上記に設定する期間と手続は競技者への通知には適用しない。

*Sample*

競技者が期限内に通知を受領できなくても、あるいは本人または代理人が立ち会えなくても、検体の分析は有効となる。

*Sample*

*Sample*

いかなる当事者も設定された日時に 検体の分析に立ち会えないことを、検体の分析を無効にする理由として主張することはできない。

*Rider's*

*Sample*

検体の分析の費用は、競技者の所属する国内連盟が責任を持つ。

*Rider's*

*Rider*

競技者の所属する国内連盟は、競技者が                      スイスフランを超えない金額を支払った後に、追加分析申請を行うことができる。

*Rider*

*Sample*

競技者は 検体の分析結果を受け入れ、検体の分析を放棄することができる。それにもかかわらず                      は 検体の分析を続行できる。

*Rider*

*National Anti-Doping Organization*                      *WADA*

検体が陰性を立証した場合、検査全体が陰性とみなされ、競技者、彼の国内連盟、彼の国内アンチドーピング機関および                      には通知しなければならない。

*Prohibited Substance*

*Use*

*Prohibited Method*

*Rider*

*National Anti-Doping Organization*

*WADA*

禁止物質あるいは禁止方法が特定された場合、発見されたものについて競技者、彼の国内連盟、彼の国内アンチドーピング機関および                      に報告しなければならない。

*Rider's*

報告の写しは競技者のチームまたはクラブに送付できる。

**Follow-up investigations**  
**追跡調査**

*Prohibited List*

アンチドーピング委員会は、禁止リストの定めに従って追跡調査を行うものとする。当該追跡調査が完了した時点で、アンチドーピング委員会は追跡調査の内容について競技者に対して速やかに通知するとともに、アンチドーピング委員会がアンチドーピング規則違反の主張を行うか否かについても競技者に対して速やかに通知する。

*Rider*

*Rider*      *Rider*

追跡調査の費用は競技者の支出による。競技者に前払い金を要求できる。競技者がこれを拒否する場合、分析結果を受容したものとみなされ、事案はそれに依って進められる。

**Test results management at World Championships**  
**世界選手権大会における結果管理**

*Adverse Analytical Finding*

世界選手権大会においては、分析機関は違反が疑われる分析結果を      公式医師に報告しなければならない。

選手権大会終了前に      公式医師に検査結果を届けることができない場合、これらを      アンチドーピング委員会に送付しなければならない。

*Sample Adverse Analytical Finding*

世界選手権大会において実施した検査の      検体の違反が疑われる分析結果受領時に、      公式医師は条項に記述する審査を行い、当てはまる場合、競技者に、これが不可能な場合、彼のチーム監督にただちに通知しなければならない。

*Rider*      *Sample*

公式医師は、それ以上の手続きを取ることなく、      検体の分析を命じ、これに立ち会うことができる。公式医師は、競技者、ならびに、競技者が所属する国内連盟の現地での代表団に、追加分析の場所、日時を通知する。分析の延期は認められない。

*Sample*      *Sample*  
*Rider*

*Rider's*  
検体の分析結果が      検体の分析結果を確証した場合、      公式医師は、競技者、チーフ・コミセール、アンチドーピング委員会および競技者の国内連盟に通知しなければならない。

*Rider's*

競技者が所属する国内連盟への通知は、当該選手権大会に参加している連盟の代表団への通知により行うことが

できる。

**Results management at stage races and six-days races**  
**ステージ・レースと6日間競走における結果管理**

*Sample Adverse Analytical Finding*

*Rider*

ステージ・レースあるいは 日間競走中に、ステージ・レースあるいは 日間競走において実施された検査の違反が疑われる分析結果受領時と、条項 10.1.1 に記述される審査完了時に、アンチドーピング委員会はチーフ・コミセールを介して、競技者に通知しなければならない。

*Rider's*

チーフ・コミセールは、競技者の弁明聴取を行う。

*Anti-Doping*

*Inspector*

検体の分析の要求は、条項 10.1.1 に明記する通知から 時間以内にアンチドーピング検査官に書面で提出しなければならない。

*Rider*

競技者には、申請が提出された時刻を記した受取証を発行しなければならない。

*Sample*

条項 10.1.1 および 10.1.2 に記載する者が出席できることを目的とした 検体の分析の延期は、分析申請日から最長 日 までとする

*Anti-Doping Inspector*

*Sample*

アンチドーピング検査官は、チーフ・コミセールに 検体の分析報告書を提出する。

*Sample*

*Sample*

検体の分析結果が 検体の分析結果を確証した場合、アンチドーピング委員会は、条項 10.1.1 の目的のためにチーフ・コミセールに通知しなければならない。



Chapter VIII PROVISIONAL MEASURES

第 VIII 章 暫定処置

Rider

Rider's

条項 から に記述する調査後に、アンチドーピング委員会が条項 あるいは におけるアンチドーピング違反が犯されたと判断した場合、アンチドーピング委員会は、その見解により違反による競技者の結果に影響があると思われる、競技大会参加を当該競技者に禁じることができる。

Rider

Anti-Doping Inspector Rider

禁止が発効する前、あるいは時宜よくその後、当該競技者は書面あるいは口頭による聴聞の機会を与えられる。アンチドーピング委員会の委員長は、彼自身を含むアンチドーピング委員会のメンバーあるいはアンチドーピング検査官を、競技者の聴聞のために指名できる。

Rider

Anti-Doping Inspector

Anti-Doping Inspector

競技者を聴聞したアンチドーピング委員会メンバー、あるいはアンチドーピング検査官により聴聞された場合は検査官よりの報告を受けたアンチドーピング委員会委員長は、裁定を下さなければならない。

Event

Event

Rider's

Event

Rider

Event

条項 に記述する最初の審査後で、当該競技大会の前夜あるいは期間中に、アンチドーピング委員会が条項 あるいは のアンチドーピング違反があったであろうと判断した場合、およびその競技大会以前に競技結果に影響を与え得るアンチドーピング違反が行われたとアンチドーピング委員会が判断した場合、アンチドーピング委員会は当該競技大会からその競技者を失格とすることを要求できる。

Rider

Rider

Event

この要求はチーフ・コミセールに対してなされる。チーフ・コミセールは当該競技者を召喚し、その競技大会から失格とするか否かを決定しなければならない。

Event

Event

Event

License-Holder

License-Holder

Event

競技大会期間中で、条項 に記述する審査適用後に、アンチドーピング委員会あるいは世界選手権大会においては公式医師が、当該競技大会中にアンチドーピング違反があったと判断した場合、アンチドーピング委員会あるいは公式医師は、チーフ・コミセールに通知する。チーフ・コミセールはライセンス所持者を召喚し、聴聞しなければならない。チーフ・コミセールは、アンチドーピング委員長または他のメンバーのしかるべき意見を基に、当該競技者を失格とし、あるいはライセンス所持者を競技大会から排除することができる。

Rider Disqualified

*Rider's*

チーム・レース中に発生した条項 あるいは のアンチドーピング違反により競技者が失格となった場合、当該競技者の属するチームを、そのレースの最下位に降格しなければならない。ロードのステージ・レースの場合、聴聞機関の裁定後に条項 の適用を条件として、当該チームに実タイムを与える。

*Rider*

主要ステージ・レースのスタート前 日以内に、記録された警告あるいは検査を受けなかったことがある場合、当該競技者はそのステージ・レースに参加することは許されない。

*Rider's*

条項 , および による暫定処置は複合して課することができる。こうした暫定処置は競技者支援スタッフにも、いかなる時期に宣言されたアンチドーピング違反についても、聴聞機関による裁定以前に課することができる。

*License-Holder*

上記に規定する暫定処置は、公正な競技を保護することを目的とする。アンチドーピング違反に対する裁定を損なったり、ライセンス所持者が無罪とされる場合には要求をすることはできない。

*License-Holder*

条項 に従って国内連盟に照会されるライセンス所持者に関する暫定処置は、国内連盟の規則により監理しなければならない。

*License-Holder*

*Disqualified*

*International Event*

すべての場合において、こうしたライセンス所持者を、聴聞機関による裁定以前に国際競技大会への参加について失格としなければならない。

**Chapter IX RIGHT TO A FAIR HEARING**  
**第 IX 章 公正な聴聞会を受ける権利**

*License-Holders*

*License-Holder* *License-Holders*  
第 九 章に記す結果管理過程後において、アンチドーピング委員会がアンチドーピング違反があったと判断した場合、これはライセンス所持者の属する国内連盟に通知し、制裁を科すよう要求しなければならない。検査分析報告書の写しおよび またはその他の書類も送付しなければならない。この宣言書の写しをライセンス所持者および またはライセンス所持者のクラブまたはチームに送付できる。

*Organization* *WADA* *License-Holder's National Anti-Doping*  
この宣言書の写しは、 およびライセンス所持者の国内アンチドーピング機関に送付する。

***License-Holder called before his National Federation***  
**所属国内連盟に呼び出されるライセンス所持者**

*License-Holder's* *License-Holder*  
ライセンス所持者の国内連盟は、理由と説明を聴聞するためにライセンス所持者を呼び出さなければならない。

この召喚状は、条項 10.1.1 の宣言書の受領から 就業日以内に送付しなければならない。

*License-Holder*

この召喚状は書留郵便にて送付しなければならない。これはライセンス所持者に対しての事件の性質を示さなければならない。この召喚状には、検査分析報告書の写しおよびアンチドーピング委員会から国内連盟が受信した書類も添付しなければならない。これら同封物が欠けている場合、ライセンス所持者は遅滞なく国内連盟に通知しなければならない。

*License-Holder*

この召喚状はライセンス所持者に対する聴聞のための呼び出しの少なくとも 10 日前までに送付しなければならない。召喚状の写しは同時に 10 日にも送付しなければならない。

召喚状には聴聞の日時、場所を示さなければならない。

関係当事者が不可抗力を立証できる場合を除き、聴聞会の延期は 1 回のみで、最大 1 日間とする。

*License-Holder*  
ライセンス所持者は聴聞を放棄することもできる。この場合、その件の検討は書面にて実施する。

**Rights of the defense**  
**被告側の権利**

*License-Holder*  
*License-Holder's*  
*License-Holder's*

聴聞機関の議長は、公共の利益の理由から、あるいは、プライバシー保護または医学上の守秘の見地から正当化される場合には、当然の権利として聴聞会の全体または一部の間、一般大衆の入室を禁止することもできる。

各当事者は、書面による許可の提示を条件として、資格を有する弁護士あるいは代理人を代理とする権利を有する。当事者は、当事者が選択する他のあらゆる者の補助を受けることができる。

*License-Holder*

召喚された各当事者ならびにあらゆる証人および専門家証人を、電話あるいは書面提出による宣誓の聴聞機関の裁量による受諾を条件として、聴聞しなければならない。ライセンス所持者は、最後に発言する権利を有する。

召喚された当事者が出頭しない場合には、審議は当該当事者の欠席のまま進行する。この場合の裁定は、当該当事者の正式な意見聴聞後に行われたものとみなされる。

*License-Holder*  
*License-Holder*

ライセンス所持者が審理の言語の十分な知識がないと聴聞機関が判断した場合、ライセンス所持者は聴聞において通訳を使う権利を有する。聴聞機関は通訳の身元と経費負担について裁定する。

各当事者は、証人と専門家のための通訳の費用について責任を持たなければならない。

## **Decision 裁定**

聴聞機関による裁定には、召喚されたあるいは意見聴聞された当事者の身分情報を示し、手続きの簡単な要約を記載する。裁定には、裁定を下した者の名前を示し、これらの者が署名する。

裁定には、日付を入れ、理由を示す。

*Prohibited Substances*    *Prohibited Methods*

*Rider*

裁定には、該当する場合、競技者が陽性と宣告された禁止物質または禁止方法を示す。

*License-Holder*

また裁定には、ライセンス所持者に下された罰則を示さなければならない。

## Costs 費用

条項 を条件とし、明白に正当化された裁定がない場合、各当事者は生じた費用を負担しなければならない。

ライセンス所持者がアンチドーピング違反に有罪と認められた場合、その者は下記を負担しなければならない：

聴聞機関の裁定に従っての審理費用

アンチドーピング委員会による結果の管理費用；より高額が から請求され、聴聞機関に裁定された場合を除いて、この費用は スイスフランとする。

当てはまる場合、検体の分析費用。国内連盟は連帯して、あるいは個別に に支払う責任を負う。

### *License-Holder*

ライセンス所持者は、裁定を受けない場合も、第 項と第 項の費用を負わなければならない。

### *License-Holder*

ライセンス所持者の無罪が宣言された場合には、裁定中で指定された当事者が条項 の 項の費用を負担する。

## Notification of the decision 裁定の通知

### *License-Holder*

WADA *License-Holder's National Anti-Doping Organization*

聴聞機関の議長が署名した、裁定の完全なコピー最少 部を、ライセンス所持者と に送付しなければならない。これらのコピーは、裁定日から 就業日以内に受取証明付き書留郵便で送付しなければならない。 は、裁定文を、 およびライセンス所持者の国内アンチドーピング機関に送付しなければならない。

## Exclusion of an appeal at national level 国内レベルでの上訴の排除

### *License-Holder's*

ライセンス所持者が所属する国内連盟の聴聞機関が下した裁定については、同じ国内連盟の範囲内では他の機関に(上訴委員会、裁判所等)上訴はできないものとする。

もしこうした上訴が提出された場合、それは認容できないものと宣される。どんな他の裁定も無効である。しかしながら、は無効であることを宣言することを、管轄機関の裁定に対する上訴手続きにおける適当な補完申立書により、に依頼することができる。この申立ては以前の手続き期間のいかなる時にも行うことができる。

### Duration of the proceedings 訴訟手続きの期間

国内連盟は、事案の情勢について常によく情報が伝えられるようにしなくてはならない。

#### *License-Holder's*

ライセンス所持者の所属する国内連盟の聴聞機関に対する訴訟手続きは、召喚状の送付について定められた期限からヶ月以内に完了しなければならない。

国内連盟に対しては、制裁委員会が罰則を適用し、週間の遅延毎にスイスフランの罰金を科す。ただしこの措置によって、訴訟手続きをできるだけ速やかに完了する義務を免除することはない。

#### *License-Holder's*

聴聞の完了がヶ月以上にわたり遅れた場合、はその事案を、第一審機関としての国際スポーツ仲裁裁判所()からの名の仲裁人に提起することを決定できる。事案は、国際スポーツ仲裁裁判所の上訴手続きに従って、いかなる上訴期限にも関わらずに、取り扱われなければならない。ライセンス所持者の国内連盟はこの審理に参加するために召喚され、国内連盟からに提起したために生じたすべての当事者の経費を負担しなければならない。

#### *License-Holder*

#### *Disqualification Ineligibility*

ライセンス所持者は、聴聞に先立ってアンチドーピング規則違反を認め、アンチドーピング委員会により提案され承認された、当アンチドーピング規則に添った失格、資格停止と費用を受け入れることができる。

#### *License-Holder's*

宣告の日以降に、ライセンス所持者の所属国内連盟が下した最終裁定が変わる可能性のあるような種類の新しい事実が明らかになった場合、関係当事者は、この新しい問題を既存の訴訟手続きでに申し立てることが可能でない限りにおいて、この件の検討を国内連盟において再開するよう要求することができる。

新事実は、最終裁定日以前に遡るものでなければならず、当該事実を提出する当事者は、最終裁定が下された聴

聞会の前には当該事実について知り得なかったことを証明しなければならない。

その件の検討の再開要求は、当事者が当該事実を知ってから ヶ月以内に行わなければならない、この期限を過ぎると要求することはできない。この日付についての立証責任は、新事実を提出する当事者にある。

*License-Holder*

条項 , および は、条項 により国内連盟に照会されるライセンス所持者には適用しない。



**Chapter X SANCTIONS AND CONSEQUENCES**  
**第 X 章 制裁措置と結果**

制裁措置と結果に関する当アンチドーピング規則を、整合性と個別管理において、人権と法の一般原則に従い、説明し施行しなければならない。

**Automatic Disqualification of individual results**  
**個人競技結果の自動的失効**

*Disqualification*

競技会時検査に関わる当アンチドーピング規則の違反は、その競技における個人競技結果の自動的失効を招く。

**Disqualification of Results in Event during which an Anti-Doping Rule Violation occurs**  
**アンチドーピング規則違反があった競技大会における結果の失効**

*Disqualification*

*Event*

条項 20.1 に規定される場合を除き、一競技大会に関連して生じたアンチドーピング規則違反は、下記規則に従い、当該競技大会で得た競技者の個人結果の失効を招く：

その違反が下記についての違反である場合

*Tampering Attempting*  
*Possession*  
*Trafficking*

*Attempted*

条項 20.1.1 改ざんする、または改ざんを企てること または  
 条項 20.1.2 所持すること または  
 条項 20.1.3 不法取引を実行すること または  
 条項 20.1.4 投与・使用すること、または投与・使用を企てること、およびあらゆる共犯関係

*Rider's*

すべての競技者の個人結果が失効する。

違反が下記に関係する場合、

*Use Attempted Use Prohibited Substance Prohibited Method*  
*Specified Substance*  
*Sample Sample Sample*  
*Sample* *Rider*  
*No Significant Fault Negligence*

指定物質以外の、禁止物質または禁止方法の存在、使用または使用の企て(条項 20.1.1 および 20.1.2) または

検体採取回避または検体採取の拒否(条項 20.1.3) または

競技者が重要な過失か怠慢でないと立証する時を除いて、検体採取 条項 20.1.4 に服さないこと；

*Competition*

*Competitions*

*Rider*

*Competitions*

*Competition(s)*

**i**

次の場合を除いて、すべての競技者の結果が失効する。違反があった競技大会以前の競技大会における場合で、競技者が陰性結果であった場合、および 第i項の競技大会以前の競技大会の場合。

Rider's Use Attempted Use Specified Substance  
Competitions Competition

指定物質の存在, 使用または使用の企てに関する違反の場合, 違反があった競技以後の競技において獲得した競技者の結果は, これら結果が違反により影響を受けていなかったと間違いない場合を除いて, すべて失効する.

No Significant Fault Sample Rider  
Negligence Rider's Competitions

違反が検体採取を行わなかった場合で, 競技者が重要な過失か怠慢でないと立証する場合, 他の競技で競技者が得た結果は失効しない.

Substance Prohibited Method Use Attempted Use Prohibited  
No Fault or Negligence Rider Competitions Rider's

アンチドーピング違反が, 禁止物質または禁止方法の存在, 使用または使用の企て(条項 および )に関する場合で, 競技者が重要な過失か怠慢でないと立証する場合, この競技者のアンチドーピング違反が影響を及ぼした範囲を除いて, 他の競技で競技者が得た結果は失効しない.

Event Disqualification Event  
Use Attempted Use Prohibited Substance Prohibited Method  
Rider No Fault or Negligence Rider's

競技大会がステージ・レースの場合, アンチドーピング違反がいかなるステージであった場合も, 競技大会から失格となる. ただし, アンチドーピング違反が, 禁止物質または禁止方法の存在, 使用または使用の企てに関する場合で, 競技者が重要な過失か怠慢でないと立証する場合で, そして その競技者のアンチドーピング違反が彼のどのステージにも影響を与えていない場合を除く.

Use Specified Substance Use Attempted  
Event Disqualification

アンチドーピング違反が, 指定物質の存在, 使用または使用の企てに関する場合で, 警告と懲戒が科された場合のみ, 競技大会からの失格は任意となる.

Rider Disqualified Event  
Rider

競技者が競技大会から失格とならなかった場合, 検査で陽性となったステージにおいて当該競技者が記録したタイムの が, 個人順位における最終タイムに加算されなければならない. 同ステージにおいて獲得したポイントは最終順位から減算される. アンチドーピング違反のあったステージに関連する賞金は没収される.

Rider's Disqualification  
Event  
条項 から のものとみなされない事案では, 競技大会における競技者の個人順位の失効は任意である.

**Imposition of Ineligibility for Prohibited Substances and Prohibited Methods**  
**禁止物質および禁止方法に関する資格剥奪措置の賦課**

			<i>Ineligibility</i>
		<i>Prohibited Substance</i>	<i>Metabolites</i>
			<i>Markers</i>
	<i>Use</i>	<i>Attempted Use</i>	
		<i>Prohibited Substance</i>	<i>Prohibited Method</i>
	<i>Possession of Prohibited Substances</i>		<i>Methods</i>

第 項に定められた指定物質を除いて、条項 禁止物質、その代謝物またはマーカの存在、条項 禁止物質・禁止方法の使用、または使用の企て、および条項 禁止物質または禁止方法の所持 の違反に対して課される資格剥奪の期間は、下記のとおりとする。

*Ineligibility*

回目の違反: 年間の資格剥奪

*Ineligibility*

回目の違反: 一生涯にわたる資格剥奪

*License-Holder*

*Ineligibility*

ただし、ライセンス所持者は、各事案において、条項 および に従って制裁措置の免除または軽減の根拠を立証する機会を制裁措置が課される前に与えられるものとする。

**Specified Substances**  
**指定物質**

	<i>Rider</i>		<i>Specified Substance</i>
		<i>Ineligibility</i>	

指定物質の使用が治療目的であって競技能力の強化でないことを競技者が立証できる場合、条項 の資格剥奪期間に代わって下記の措置を適用する。

			<i>Ineligibility</i>
		<i>Events</i>	<i>Ineligibility</i>

回目の違反: 警告、戒告処分とし、将来の競技大会における資格剥奪期間の期間をゼロとする処置を最低限とし、資格剥奪期間は最長 年間までとする。

*Ineligibility*

回目の違反: 年間の資格剥奪。

*Ineligibility*

回目の違反: 一生涯にわたる資格剥奪。

*License-Holder*

*Ineligibility*

ただし、ライセンス所持者は、条項 および に従って 回目および 回目の違反の場合には 上記制裁措置の免除または軽減の根拠を立証する機会を制裁措置が課される前に与えられるものとする。

**Ineligibility for other Anti-Doping Rule Violations**  
**その他のアンチドーピング規則違反に関する資格剥奪**

*Ineligibility*

その他のアンチドーピング規則違反に関する資格剥奪期間は、下記のとおりとする。

*Sample*

*Tampering      Doping Control      Attempting      Ineligibility*

条項      検体採取の拒否・不出頭 または条項の資格剥奪期間を準用する。      ドーピング・コントロールの改ざん に違反した場合、条項

*Trafficking      Prohibited*

*Substance      Prohibited Method      Ineligibility*

*Ineligibility      Minor      Rider Support Personnel*

*Ineligibility      Rider Support Personnel*

条項      不法取引 または条項      禁止物質・禁止方法の投与・使用 に違反した場合、資格剥奪期間は、最低 年間から最長で一生涯とする。未成年を巻き込んだドーピングについては、特に重大な違反であると見なされ、さらに競技支援要員による違反が条項      の指定物質以外のものである場合、当該競技支援要員に対して、一生涯にわたる資格剥奪が課されるものとする。さらに上記条項の違反がスポーツ以外の関連法令にも違反する場合、管轄の行政機関、専門機関または司法機関に対して報告が行われる場合がある。

*Ineligibility*

条項 に定義される、条項      居所情報についての違反、検査に現れないこと の違反に対して課される資格剥奪の期間は、下記のとおりとする。

回目の違反:      ヶ月から 年間の資格剥奪      *Ineligibility*

回目およびそれ以降の違反:      年間から 年間の資格剥奪。      *Ineligibility*

**Elimination or Reduction of Period of *ineligibility***  
**資格剥奪期間の免除または軽減**

*Rider*

*Prohibited Substance      Metabolites      Markers      Use      Prohibited*

*Substance      Prohibited Method*

*Possession      Prohibited Substances      Methods      No Fault or Negligence      Prohibited*

*Ineligibility*

*Substance      Markers      Metabolites      Rider's Specimen*

*Prohibited Substance      Prohibited Substance      Ineligibility*

*Ineligibility*

条項      のアンチドーピング規則違反 禁止物質、その代謝物もしくはマーカーの存在 が関係する事案、または条項      にいう禁止物質・禁止方法の使用に関する事案において、自己の違反に関する過失あるいは不注意が無かった旨を競技者が立証した場合、該当する資格剥奪期間を免除する。条項      禁止物質の存在 に違反する形で競技者の生体からの検体に禁止物質、そのマーカーまたは代謝物が検出された場合、自己の体内に禁止物質が入ってきた過程を競技者が立証しなければ、資格剥奪期間は免除されない。この条項が適用され、資格剥奪期間が免除された場合、条項      ,      および条項      から      にいう複数回の違反の資格剥奪期間を算定する場合に限り、アンチドーピング規則違反が発生したとは見なされない。

*Prohibited Substance      Metabolites      Markers      Use      Prohibited Substance      Prohibited*  
*Method      Sample      Possession*

<i>Prohibited Substances</i>	<i>Methods</i>		<i>Prohibited Substance</i>
<i>Prohibited Method</i>		<i>License-Holder</i>	
		<i>No Significant Fault</i>	<i>Negligence</i>
<i>Ineligibility</i>		<i>Ineligibility</i>	
	<i>Ineligibility</i>		
<i>Ineligibility</i>			
<i>Prohibited Substance</i>	<i>Markers</i>	<i>Metabolites</i>	<i>Rider's Specimen</i>
	<i>Prohibited Substance</i>	<i>Rider</i>	

*Prohibited Substance*

この条項 が適用されるのは、条項 に関するアンチドーピング規則違反 禁止物質、その代謝物もしくはマーカ-  
 ーカーの存在、条項 について禁止物質・禁止方法の使用に関する違反、条項 について検体採取に現れないこと  
 に関する違反、または条項 について禁止物質・禁止方法の投与・使用に関する違反のみに限られる。上記の違  
 反が関係する個別案件において、完全に無過失であったことはライセンス所持者によって立証されていないもの、  
 当該違反の実質的原因が自己の過失ではない旨が立証された場合、該当する資格剥奪期間を短縮できる。ただし、  
 短縮後の資格剥奪期間は、所定の最低資格剥奪期間の半分未満になってはならない。所定の資格剥奪期間が一  
 生涯である場合、この条項に基づく短縮後の期間は 年間を下回らないものとする。条項 禁止物質の存在 に  
 違反する形で競技者の生体からの検体に禁止物質、そのマーカ-または代謝物が検出された場合、自己の体内  
 に禁止物質が入ってきた過程を競技者が立証しなければ、資格剥奪期間は短縮されない。

		<i>Ineligibility</i>	
<i>License-Holder</i>		<i>Person</i>	<i>Possession</i>
	<i>Rider Support Personnel</i>		<i>Trafficking</i>
<i>Possession</i>		<i>Ineligibility</i>	
<i>Rider</i>		<i>Ineligibility</i>	
	<i>Ineligibility</i>		

ライセンス所持者が聴聞機関に対して実体的な支援を提供したことにより、条項 について所持 競技支援要員  
 による所持、条項 不法取引または条項 競技者に対する投与 を伴う形で競技者以外の者によるアンチ  
 ドーピング規則違反があった旨を当該アンチドーピング機関が発見・立証できた場合においても、そのアンチドー  
 ピング機関は資格剥奪期間を短縮できる。ただし、短縮後の資格剥奪期間は、所定の最低資格剥奪期間の半分未  
 満になってはならない。所定の資格剥奪期間が一生涯である場合、この条項に基づく短縮後の期間は 年間を下  
 回らないものとする。

科せられた制裁が、本アンチドーピング規則で定めている最高限界を越えた場合、当該罰金または資格停止は、  
 自動的にこの最高限界まで減じられる。これにより、上訴権が損なわれることはない。

**Declaration or admission of doping  
 ドーピングの申告または自認**

*License-Holder*

ライセンス所持者がアンチドーピング違反を申告または自認した場合には、申告または自認の日に陽性検査結果  
 が出たものとみなされる。自認または申告の対象となる事実を何らかの特定の場合に関連付けることができる場合  
 には、当該競技大会が行われた時点に有効であった罰則を適用する。

**Rules for Certain Potential Multiple Violations**  
**潜在的な複数違反の規則**

*License-Holder*

条項 1.1.1 および条項 1.1.2 に基づいて制裁措置を課す場合、制裁措置の賦課を目的として 回目のアンチドーピング規則違反とみなされるのは、競技者等が 回目のアンチドーピング規則違反の通知を受けた後、またはアンチドーピング機関が第 回目のアンチドーピング規則違反の通知を行うよう相当の努力を行った後に、当該競技者等が 回目のアンチドーピング規則違反を犯した旨をアンチドーピング機関が立証できる場合に限られる。アンチドーピング機関が上記の事実を立証できない場合、当該違反の回数は全体で 回であるとみなされるものとし、双方の違反を比較して重い方の制裁措置が課されるものとする。

<i>Rider</i>	<i>Testing</i>	
	<i>Specified Substance</i>	<i>Prohibited</i>
<i>Substance</i>	<i>Prohibited Method</i>	<i>Rider</i>
		<i>Prohibited Substance</i>

*Prohibited Method*  
 同一のドーピング・コントロールに基づいて、条項 1.1.1 にいう指定物質とそれ以外の禁止物質・方法を伴う形で競技者がアンチドーピング規則違反を犯したことが判明した場合、当該競技者が犯したアンチドーピング規則違反の回数は 回であるとみなされる。ただし、課される制裁は、禁止物質・禁止方法の性質に応じて、最も厳しいものが課されるものとする。

*Rider*  
*Specified*

**Disqualification of Results in Competitions Subsequent to anti-doping violation**  
**アンチドーピング違反後の競技結果の失効**

	<i>Disqualification</i>	<i>Competition Sample</i>
<i>In-Competition</i>	<i>Out-of-Competition Ineligibility</i>	

*Disqualified*  
 条項 に従った競技における結果の自動的失効に加えて、陽性検体が採取された日 競技会検査であるか競技外検査であるかは問わない あるいは他のドーピング違反の発生からいかなる資格停止期間の開始までに得られた競技結果は、公平性の観点から別の措置を要する場合を除き、すべての競技結果が失効する。

*Comment: it may be considered as unfair to disqualify the results which were not likely to have been affected by the Rider's anti-doping rule violation.*

*解説: 競技者のアンチドーピング規則違反により影響を及ぼされない競技結果が失効することは公正でないとみなされる。*

**Commencement of Ineligibility Period**  
**資格剥奪期間の開始**

<i>Ineligibility</i>	<i>Ineligibility</i>	<i>Ineligibility</i>
		<i>Ineligibility</i>
	<i>License-Holder</i>	
<i>Ineligibility</i>		

資格剥奪期間は、資格剥奪を裁定した聴聞会の裁定が下された日、または聴聞会が放棄された場合には、受諾などの方法で資格剥奪措置が課された日から始まる。条項 から に従って課されたあるいは自発的な暫定的資格停止処分の期間は、資格剥奪期間の合計期間に算入するものとする。聴聞会過程などのドーピング・コントロールの各種側面においてライセンス所持者の責任に属さない事由により遅延が発生するなど、公平性の観点から必要と判断される場合、聴聞機関は、アンチドーピング違反の日付まで、資格剥奪期間の始期を遡及させることができる。

*(text modified on 26.06.07: amendment applicable on any case not finally decided on 26 June 2007).*

**Reinstatement Testing**  
**資格回復のための検査**

	<i>Ineligibility</i>	<i>Rider</i>
<i>Out-of-Competition Testing Code</i>	<i>Ineligibility Anti-Doping Organization</i>	<i>Testing</i>

資格剥奪期間の終了時に資格を回復する条件として、競技者は、暫定的資格停止期間中または資格剥奪期間中において、 および規程下に検査権限を有するアンチドーピング機関の競技外検査を受けなければならない、求めを受けた場合には条項 に規定される正確な最新の居所情報も提出しなければならない。

<i>Rider Registered Testing Pool</i>	<i>Ineligibility</i>	<i>Rider</i>
<i>Out-of-Competition Testing Ineligibility</i>		<i>Rider</i>

資格剥奪期間中に引退し、



**Chapter XI APPEAL TO THE CAS**  
**第 XI 章 CAS への上訴**

下記の裁定は国際スポーツ仲裁裁判所に上訴できる:

	<i>Rider</i>	<i>Events</i>	<i>License-Holder</i>
条項	の下に国内連盟の聴聞機関によりなされた裁定		
条項	の下に競技者が競技大会への参加を禁止した裁定が、禁止期間が ヶ月を超える場合		
条項	および に明記される治療目的使用の適用措置に関する裁定		
条項	に従って国内連盟に照会されるライセンス所持者に関して国内連盟水準でなされる最終裁定		

その他の形での上訴は許されない。

条項 の事例においては、下記当事者は に上訴する権利を持つ  
*License-Holder*

**WADA**

裁定を適用される者であることを条件としてライセンス所持者  
裁定が与えられた事案の他の当事者;

裁定がオリンピック競技大会あるいはパラリンピック競技大会の参加資格に影響を及ぼす場合を含み、裁定が  
オリンピック競技大会あるいはパラリンピック競技大会の関連に影響を与える場合、国際オリンピック委員会、  
国際パラリンピック委員会

*License-Holder*

による上訴は、ライセンス所持者および、上訴対象の裁定をした国内連盟、およびまたは彼に代わって活動し  
た当事者に対してなされなければならない。関係国内連盟あるいは当事者は、上訴に対して裁定を行った聴聞機  
関が誤った規則適用をした場合、経費について法的責任がある。

*License-Holder*

ライセンス所持者による上訴は、国内連盟に対してなされなければならない。

国内連盟は、 に対して提出された上訴申立書と意見書あるいは概要書の写しを、直ちに に送付しなけれ  
ばならない。

は による審理に立会い, 制裁を科すあるいは強化する要求をする権利を持つ.

*License-Holder*

ライセンス所持者あるいはその他の事案当事者による上訴申立書は, 条項 に明記される全裁定を受領してから ヶ月以内に に提出しなければならない. この期限を尊重しないことは, 上訴が権利を失う結果を招く.

WADA

, 国際オリンピック委員会, 国際パラリンピック委員会, あるいは による上訴申し立ては, 国内連盟の聴聞機関から事案に関する全書類を受領してから ヶ月以内に に提出しなければならない. この期限を尊重しないことは, 上訴が権利を失う結果を招く. 上訴人が条項 に明記される全裁定を受け取ってから 日以内に書類を請求しない場合, 上訴の期限は裁定から ヶ月とされる.

*License-Holder*

被上訴人が反上訴を行う場合には, 上訴人は, 被上訴人の訴答を受け取ってから ヶ月以内(ただし, が延長した場合を除く)に, 第二の訴答を行う権利を有する. 被上訴人が罰則適用を受けた者である場合には, この者は, 上訴人の第二の訴答を受け取ってから 日以内(ただし, が延長した場合を除く)に追加陳述書を提出する権利を有する.

*Rider*

条項 の事例においては, 競技者のみが に上訴する権利を持つ.

に対して上訴しなければならない.

*Rider*

上訴書類を に提出する期限は, 競技者あるいは彼の国内連盟, クラブ, またはチームが裁定を受け取ってから 日とする.

への上訴は, その対象の裁定施行を延期することはないが, に対して施行延期の申し立てを行う権利は妨げられない.

は, 事実と法律を再審理する全権限を持つ. は, 上訴対象の裁定に関する上訴人に課された制裁を強化することができる.

は、当アンチドーピング規則、当事者により選定された法律の適用、あるいはそうした選定がない場合はスイス法に従って、論争を決着することができる。

による裁定は、最終的で、事案当事者とすべてのライセンス所持者と国内連盟を拘束する。これは上訴の対象とならない。

## Chapter XII CONFIDENTIALITY AND PUBLIC DISCLOSURE 第 XII 章 守秘義務および一般情報開示

### Duty of confidentiality 守秘義務

#### *Doping Control*

ドーピング・コントロールにおいて何らかの業務を行う者は、当アンチドーピング規則により通知または公開することが要求されていない個々の事案に関するあらゆる情報について、秘密を厳守しなければならない。

こうした守秘義務に対する違反には、 制裁委員会が定める ~ スイスフランの罰金が科せられる。制裁委員会は、同委員会が定める期間、対象者の指定業務への参加を停止させることもできる。

### Public disclosure 一般情報開示

一般情報開示は、条項 で述べられるように、アンチドーピング委員会または国内連盟によりなされなければならない。

#### *License-Holders*

アンチドーピング規則違反を犯したと判断されたライセンス所持者を、アンチドーピング違反があったとする条項 から に従った裁定によりそれが決定するまでは、原則として同定されるような公表をしてはならない。

#### *License-Holder*

しかし、アンチドーピング規則違反がなされたと判断したアンチドーピング委員会またはライセンス所持者の国内連盟は、声明書とこの状況下で適当とされる身元を公表できるが、条項 にある通知の送付後でなければならない。

いったん、アンチドーピング規則違反が、条項 にある裁定により確立したなら、これは下記のように公表しなければならない：

#### WADA

が に上訴することを決定した場合、 は違反、その裁定と上訴の決定を上訴期限内に公表する  
が に上訴しないことを決定した場合、 は違反、その裁定を上訴期限終結から 日以内に公表する

ライセンス所持者または が に上訴した場合 は違反,その裁定と上訴を,上訴が に通知されてから 日以内に公表する

**Publication**  
**公表**

最終的な制裁内容および制裁を科せられた者の名前を ニュース公報および または制裁当該者の所属国内連盟の公報において公表する.

**Register**  
**記録簿**

*License-Holder*  
*Event*

アンチドーピング委員会は,科せられた制裁の記録簿を保管する.この記録簿には,ライセンス所持者の名前,所属国内連盟,カテゴリ(エリート,その他),競技大会名と日付,科せられた制裁,ペナルティに関する裁定の日付ならびに裁定した機関名を記載する.

**Chapter XIII FINAL PROVISIONS**  
**第 XIII 章 最終条項**

**Third Sample**  
**第3検体**

*Sample*

*Sample*  
*Anti-Doping Inspector*  
*Sample*

は、検体採取時に 番目の検体を採取するよう要求する権利を有する。アンチドーピング委員会は、検査官にこのために適宜指示を与える。検体の採取手順は、必要な変更を加えて適用する。番目の検体の採取は、記録しなければならない。

*Samples*

適当な場合には、これらの検体の事後検査により、アンチドーピング違反と制裁のための活動が惹起される。

*Sample*

条項 および に記述される違反は、第 検体についても適用する。

**Medication**  
**薬物治療**

*Events*

*Rider*

アンチドーピング委員会が指定した競技大会においては、チームまたはクラブの医師は、各競技者が服用しているすべての医薬品とその用量ならびに競技前 時間以内に競技者が受けた可能性のある薬物療法のリストを作成する義務を有する。これを行わない場合には、そのチームは競技参加の資格を失う。

**National Federations**  
**国内連盟**

アンチドーピング違反の可能性に関する第三者からの情報を得た時に、国内連盟はただちに アンチドーピング委員会に通知しなければならない。

すべての国内連盟は、当アンチドーピング規則を効果的に実施するために必要な規則を、国内連盟規則に含めなければならない。

*License-Holders*

当アンチドーピング規則の目的のために、主催者の属する国内連盟は、 から直接にライセンスを取得したライセンス所持者に関して、ライセンス所持者の属する国内連盟としての役割をしなければならない。

定款第 条を損なうことなく、国内連盟は、国内連盟が協力的でないか、当アンチドーピング規則に従わなかったドーピング事例に関連する経費を に弁済する責任がある。

**Non-License-Holders**  
**非ライセンス所持者**

*License-Holder*

当アンチドーピング規則に対する違反を非ライセンス所持者が犯した場合には、アンチドーピング委員会およびまたは関係する国内連盟は、当該違反者に対する訴訟手続きを管轄機関に行うために必要なあらゆる措置を講じなければならない。

*Event*

公正な聴聞の権利が与えられてから、アンチドーピング委員会は、当該者に対して自転車競技大会への参加を禁止することができる。また、同委員会は、いかなる国内連盟、クラブあるいはトレード・チームに対しても、この者が提供するサービスを利用することを禁じることができ、この禁止に対する違反には、制裁委員会が定める ~ スイスフランの罰金を科す。こうした措置および制裁は、上記の第 項に示されている手続きとは別個に講じることができる。

**Independent Observers**  
**独立オブザーバー**

主催者は、 監督下の独立オブザーバーに入場する権利・方法を提供しなければならない。

**Recognition of decisions by other organizations**  
**他の主催者による裁定の認定**

*Testing*  
*Signatory*                      *Code*  
*Signatory's*

第 章の上訴権が適用されることを条件として、世界アンチドーピング規程への署名当事者の検査、治療目的の使用の適用措置、聴聞結果などの最終的審判のうち、該規程の趣旨に合致し、当該署名当事者の権限に属するものを、 および国内連盟は認定・尊重しなければならない。

*Code*  
*Code*

もし、世界アンチドーピング規程を受諾していない団体の規則が、該規程の趣旨に合致していれば、 は、当該団体の上記同様行為も承認することができる。 が承認したなら、国内連盟はこうした行為を尊重しなければならない。

と管轄機関との間に合意あるいは他の決定がなされたとき、 と国内連盟は結果管理、聴聞およびアンチドーピング法律の適用に対する上訴を処理することができる。

### **Statute of limitations 時効**

*License-Holder*

違反の発生から 年以内である場合を除き、当アンチドーピング規則に含まれるアンチドーピング規則違反を理由として、ライセンス所持者に対する措置に着手することはできない。

違反に関連する、調査あるいは制裁の要求、および調査あるいは制裁の行為は、この条項の趣旨への行為の開始とみなされる。

### **Interpretation of Anti-Doping Rules アンチドーピング規則の解釈**

当アンチドーピング規則の各部および各条項の見出しは、便宜上のものであって、当アンチドーピング規則の実体規定の一部とは見なされず、当該見出しが言及する規定の文言に対して影響を及ぼすものとも見なされない。

概説および「付録 定義」は、当アンチドーピング規則の不可分の一部であるとみなされる。

*License-Holder*

*License-Holder*

ライセンス所持者への通知は、彼の国内連盟への通知配達あるいは当アンチドーピング規則に規定されるところにより、完了する。国内連盟は、ライセンス所持者と直接連絡について責任がある。

当アンチドーピング規則は、未決定事案に、当アンチドーピング規則発効日よりも遡及して適用しない。

### **Entry into force 発効**

アンチドーピング規則のこの版は、 年 月 日より、下記を除き、発効する：

年 月 日まで、 年 月 日に有効なアンチドーピング検査規則の治療目的使用の適用措置に関する規則は有効であり、その適用措置は当アンチドーピング規則下において有効である。



条項 は 年 月 日より発効する。

*Doping*

*Control*

アンチドーピング委員会の手続きガイドライン導入までは、 年 月 日に有効なアンチドーピング検査規則に従っているなら、ドーピング・コントロールは当アンチドーピング規則に従っているとみなされる。

年 月 日まで、結果管理および懲戒手続き(聴聞と上訴)は、 年 月 日に有効なアンチドーピング検査規則に従っているなら、ドーピング・コントロールは当アンチドーピング規則に従っているとみなされる。

*National Events*

年 月 日発効のアンチドーピング検査規則は、 年 月 日まで国内競技大会において有効である。

年 月 日に有効なアンチドーピング検査規則下に課された資格剥奪期間は、 年 月 日において当アンチドーピング規則に定める最大期間を超える場合にはこの日で終結とし、もしそうでなければこの最大期間まで短縮する。

当アンチドーピング規則への改訂は、 ニュース公報によるその公表日より、この公表が他の発効日を明示する場合を除き、発効する。

付属書類

**DEFINITIONS / 定義**

**Adverse Analytical Finding:**

**違反が疑われる分析結果:**

*Prohibited Substance*      *Testing*      *Specimen*  
*Metabolites*      *Markers*  
*Use*      *Prohibited Method*

分析機関等の認定検査機関から寄せられた報告のうち、禁止物質、その代謝物もしくはマーカの存在、内因性物質の量的増大も含む の存在が検体において確認されたもの、または禁止方法の使用が検体において確認されたものをいう。

**Anti-Doping Inspector:**

**アンチドーピング検査官:**

*Testing*  
*Procedural Guidelines*

当アンチドーピング規則および手続きガイドラインによる検査の現場における管理に全責任を負う、ドーピング・コントロール役員。

**Anti-Doping Organization:**

**アンチドーピング機関:**

A Signatory of

*Doping Control*

*Major Event Organizations*  
*Anti-Doping*

*Organizations*

ドーピング・コントロール・プロセスに関する規則の採択、およびドーピング・コントロール・プロセスの実施、執行を所轄する署名当事者をいう。具体例として、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の主要競技大会機関であって自己の競技大会において検査を実施する団体、世界アンチドーピング機構、国際競技連盟、国内アンチドーピング機関等が挙げられる。

**Attempt:**

**企て:**

*Attempt*      *Person*  
*Attempt*

アンチドーピング規則違反の遂行につながる行為の過程において、実質的な行為に故意に携わることをいう。ただし、企てに関与していない第三者によって察知される前に企てが放棄された場合、その企てのみを根拠としてアンチドーピング規則違反が発生したとはみなされない。

**Code:**

**規程:**

*Code*      *Code*      *WADA's*

世界アンチドーピング規程をいう。この規程は      のウェブサイトまたは      を経て入手できる。

**Competition:**

**競技:**

*Race*

*Races*

*Event*

**Competition**

独立して行なわれる単独のレース(例: ワンデイ・ロード・レース, 世界選手権大会における各タイム・トライアルとロード・レース), あるいは単一の運営単位を構成し, 優勝者およびまたは総合順位を決定する一連のレース(例: ロード・レース, トラックのスプリント・トーナメント, サイクルサッカー・トーナメント)である。(注: ワールドカップ・シリーズは, つの競技大会でも競技でもない)

**Disqualification:**

**失効:**

自転車競技規則の条項 を参照.

**Doping Control:**

**ドーピング・コントロール:**

*Sample*

検査対象の選定・立案, 検体の採取・取扱, 分析機関の分析, 結果管理, 聴聞会および上訴を包括的に含んだプロセスをいう.

**Event:**

**競技大会:**

*Competition*  
*Competitions*

*Competition Race*

単独に独立して行なわれる競技(例: ワンデイ・ロード・レース, ステージ・レース), あるいは単一の主催者によりとも実施される一連の競技(例: ロード世界選手権大会, トラック世界選手権大会, トラック・ワールドカップ競技大会)である; 競技大会の意味するところには, 文脈がそうでないことを示す場合を除いて, 競技およびレースの意味するところを包含している.

**In-Competition:**

**競技会時:**

*In-Competition*

*Event*

*Event*

*Presence Use*

*Prohibited Race*

*List In-Competition*

*Rider*

*Post-Competition Testing*

*Race*

競技会時とは, 競技大会の始まる 日前, あるいは主要ステージ・レースにおいては 日前, に始まり, 競技大会終了の日の真夜中に終わる期間を意味する.

しかし, 禁止リストに明示される禁止興奮剤の存在あるいは使用に関しては, 競技会時は競技者が競技する, あるいは参加者として参加が確定した, レースのスタートの 時間前に始まり, レース後に実施される競技後検査の終了時に終わる期間を意味する.

**Independent Observers Program:**

**独立オブザーバー・プログラム:**

*Events*

*WADA*  
*WADA*

*Doping Control*  
*In-Competition Event*

世界アンチドーピング機構の監督下で、特定の競技大会においてドーピング・コントロールおよび結果管理プロセスを観察するとともに、観察事項に関して報告を行うオブザーバーの一団をいう。世界アンチドーピング機構自体が競技大会の競技会検査を実施する場合、独立オブザーバーは第三者機関の監督下に置かれることになる。

**Individual Testing:**

**個人検査:**

Testing	Riders				Post-Competition Testing
	Race	Competition	Individual Testing		In-Competition
		Competition			Riders
Post-Competition Testing			Out-of-Competition		

レースまたは競技後の競技後検査とは対照的に、独立して実施される競技者の検査。個人検査は競技会時(競技に参加する競技者あるいは競技参加を確定した競技者に対して、競技後検査中以外の随時に)、あるいは競技外に行なわれる。

**Ineligibility:**

**資格剥奪:**

		Ineligibility	
Ineligibility		License-Holder	Ineligibility
	Competition		Signatory
Signatory's			Code

ç | " €' ð €6 † ` | • € Ë t0 Ø ñ pØP¶0'ð ... • sÀ7€e@9€9@ePy•9G P4Ð7€ ... @,, "m• N ... m0ØPCE@ P7@7C # "rsÀ—£

*Person*

*Riders*

ライセンスを保有している者以外の、クラブ、トレード・チーム国内連盟あるいは他のレースに参加する機構の枠組み内で、スポーツ競技者としての競技者の準備あるいは支援に参加する者。

**Major Event Organizations:**

**主要競技大会機関:**

*National Olympic Committees*

国内オリンピック委員会の地域別連合など複数競技を管轄する国際的団体のうち、地域内競技大会等の国際競技大会に関して意思決定機関として機能するものをいう。

**Marker:**

**マーカー:**

*Use Prohibited*

**Substance Prohibited Method**

化合物、化合物の集合体または生物学的パラメーターであって、禁止物質または禁止方法の使用を示すものをいう。

**Medical Inspector:**

**医事検査官:**

*Procedural Guidelines*

当アンチドーピング規則および手続きガイドラインに述べる検体採取に責任を負う、ドーピング・コントロール役員。

**Metabolite:**

**代謝物:**

生体内変化の過程により生成された物質をいう。

**Minor:**

**未成年:**

在住国の関連国内法に定められた成年年齢に達していないヒトをいう。

**National Anti-Doping Organization:**

**国内アンチドーピング機関:**

*National Olympic*

*Committee*

国内レベルにおいて、アンチドーピング規則の採択・実施、検体採取の監督、検査結果の管理、聴聞会の実施に関して、主管の権限・責務を有するものとして国の指定を受けた団体をいう。関連当局によって上記指定が行われていない場合、その国の国内オリンピック委員会またはその指定を受けた者が国内アンチドーピング機関となる。

**National Event / Competition / Race:**

**国内競技大会 / 競技 / レース:**

*Event Competition Race*

加盟各連盟の国内競技日程の競技大会, 競技, レース.

**National Olympic Committee:**

**国内オリンピック委員会:**

*Committee*

*National Olympic*

*National Olympic Committee*

国際オリンピック委員会の承認を受けた団体をいう。国内オリンピック委員会のアンチドーピング関連の職責を国内スポーツ連盟が実質的に果たしている国の場合、「国内オリンピック委員会」という用語には、当該国内スポーツ連盟も含まれる。

**No Advance Notice:**

**抜き打ち(予告なし):**

*Doping Control*

*Rider*

*Rider*

*Sample*

ドーピング・コントロール活動のうち、競技者に対して予告を行わずに実施されるものであって、通知の瞬間から検体提供までの間、競技者に対して継続的に付添人が付くものをいう。

**No Fault or Negligence:**

**無過失あるいは不注意:**

*Rider's*

*Used*

*Prohibited Substance Prohibited Method*

競技者が禁止物質もしくは禁止方法を使用したこと、または禁止物質もしくは禁止方法の処方を受けたことについて、自分自身が知悉せず疑いも抱いておらず、かつ細心の注意をもってしても合理的な観点から知り得なかった旨を競技者本人が立証している状態をいう。

**No Significant Fault or Negligence:**

**重い過失あるいは不注意がない状態:**

*Rider's*

*No Fault or Negligence*

事情を総合的に勘案し「無過失」基準を考慮したときに、アンチドーピング規則違反との関連において、競技者本人の過失の度合が重大なものではない旨を競技者が立証している状態をいう。

**Out-of- Competition:**

**競技外:**

*Any Doping Control*

*In-Competition*

「競技会時」以外のドーピング・コントロール活動をいう。

**Person:**

**人:**

*Person*

ヒト、または組織その他の団体をいう。

**Possession:**

**所持:**

*person* *Prohibited Substance/Method* *person*  
*Prohibited Substance/Method* *Prohibited Substance/Method* *Prohibited Substance/Method*  
*Substance/Method* *Prohibited Substance/Method* *person*  
*Person* *Person* *Person*  
*Possession* *Person's Possession*

実際に物理的に所持している状態, または所持していると推定される状態をいう。この概念が認定されるのは, 禁止物質・禁止方法を専ら自分の判断で自由に使用できる状態, または禁止物質・禁止方法が存在するという前提がある場合に限られる。ただし, 禁止物質・禁止方法を専ら自己の判断で自由に使用できない場合や, 禁止物質・禁止方法が存在するという前提がない場合, 禁止物質・禁止方法の存在を承知しており実際に使用する意図があった時に限り, 所持が推定される。ただし, アンチドーピング規則違反を犯した旨の通知 種類は問わない を受ける前に, 所持の意思がなくなり以前の所持状態の放棄を立証できるような具体的行為をとった場合, 所持のみを根拠としてアンチドーピング規則違反は成立しないものとする。

**Post- Competition Testing:**

**競技後検査:**

*In-Competition Testing* *Race or Competition*  
*Riders* *Race* *Competition*

レースまたは競技後に, レースまたは競技に参加した競技者の検査を目的として行なわれる, 競技会時検査。

**Procedural Guidelines:**

**手続ガイドライン:**

*Testing*  
*Procedural Guidelines*

アンチドーピング委員会により製作された書類で, 条項 に従い検査の技術的, 操作的に規定する; 当アンチドーピング規則が意味するところは, 適切な場合手続ガイドラインの意味を包含する。

**Prohibited List:**

**禁止リスト:**

*WADA* *Prohibited Substances* *Prohibited Methods*  
 が発行し, 禁止物質あるいは禁止方法を特定するリスト。

**Prohibited Method:**

**禁止方法:**

*Prohibited List*  
 禁止リストに禁止方法として記載された方法をいう。

**Prohibited Substance:**

**禁止物質:**

*Prohibited List*  
 禁止リストに禁止物質として記載された物質をいう。

**Publicly Disclose or Publicly Report:**

**一般情報開示あるいは一般報告:**

当アンチドーピング規則に基づいて事前通知を受けられる者の範囲を超えて一般人に対して情報を提供することをいう。

**Race:**

**レース:**

規則に従って、勝者または順位を競う自転車競技(例 ワンデイ・ロード・レース, ステージ・レースのステージまたはハーフ・ステージ, トラック・スプリント・トーナメントの 決勝, サイクルサッカー試合)。

**Registered Testing Pool:**

**登録検査対象リスト:**

*Riders*

*In-Competition*

*Out-of-Competition Testing*

および各国内アンチドーピング機関が別々に定めたトップレベルの競技者リストのうち、または国内アンチドーピング機関の検査対象の選定・企画の一環として競技会時検査および競技外検査の双方を受ける競技者リストをいう。

**Rider:**

**競技者:**

*Person*

*Event*

承認の有無に関わらず、競技大会に自転車競技者として参加する人。

**Rider's Support Personnel:**

**競技者支援要員:**

*License-Holder*

*Rider*

競技者以外のライセンス所持者。

**Sample/Specimen:**

**検体 / 標本:**

*Doping Control*

ドーピング・コントロール用に採取された生体物質をいう。

**Signatories:**

**署名当事者:**

*Code*

*Code*

*National Olympic Committees*

*Major Event Organizations National Anti-Doping Organizations*

*WADA*

世界アンチドーピング規程に署名し世界アンチドーピング規程を履行することに同意した団体をいう。具体的には、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会、主要競技大会機関、国内アンチドーピング機関、世界アンチドーピング機構などを指す。



**Specified Substance:**

**指定物質:**

*Prohibited Substance*

*Prohibited List*

*Code*

"The Prohibited List may identify specified substances which are particularly susceptible to unintentional anti-doping rule violations because of their general availability in medicinal products or which are less likely to be successfully abused as doping agents".

世界アンチドーピング規程の条項 に従い、禁止リストに特定される禁止物質：禁止リストは、医薬品中で一般的に使用されているために、意図的でないアンチドーピング規則違反になりやすい指定物質、あるいはドーピング薬剤としてうまく濫用されることが見込まれない指定物質を特定できる。

**Tampering:**

**改ざん:**

不適切な目的または不適切な方法で変更すること、不適切な影響を発生させること、結果の変更または通常実施要領の抑止を目的として不適切な形で介入することをいう。

**Target Testing:**

**焦点を絞った検査:**

*Riders*

*Testing*

*Riders*

*Riders*

*Testing*

競技者検査対象リストの中から特定競技者または競技者層を一定期間にわたって検査対象として抽出する形で、検査を受ける競技者を選ぶことをいう。

**Testing:**

**検査:**

*Doping Control*

*Sample*

*Sample*

*Sample*

ドーピング・コントロール活動のうち、検査対象の選定・立案、検体採取、検体の取扱、分析機関への検体運搬が関係する部分をいう。

**Trafficking:**

**不法取引:**

*Prohibited Substance*

*Prohibited Method*

*Person*

*Rider's*

*Support Personnel Prohibited Substance*

直接的、あるいは第三者を通じて競技者等に対して禁止物質を販売、供与、投与、輸送、送付、配送もしくは配達することをいう。ただし、正当かつ合法的な治療目的で禁止物質を医療関係者、または競技支援要員以外の者により販売または配達した場合は、不法取引に該当しない。

**Use:**

**使用:**

*Prohibited*

*Substance Prohibited Method*

禁止物質または禁止方法を塗布、摂取、注入または摂取することであり、その手段は問わない。

**WADA:**

世界アンチ・ドーピング機構。

/ 付属書類

**SELECTION OF RIDERS TO BE TESTED**

**検査すべき競技者の選定**

アンチドーピング規則第 条

アンチドーピング委員会が特に

指示しない場合

**A. World championships, continental championships, regional games**

**世界選手権大会, 大陸選手権大会, 地域競技大会**

付属書類 を見よ

**B. Other events**

**その他の競技大会**

**I. ProTour (one day events)**

**プロツアー(ワンデイ・レース)**

- **General rule / 一般規則**

プロツアー首位者(参加している場合)

優勝者

検査官が無作為に選出した 名の競技者

**II. ProTour (stage races)**

**プロツアー(ステージ・レース)**

- **General rule / 一般規則**

第 ステージ終了時のプロツアー首位者(参加している場合)

最終ステージ終了時のプロツアー首位者(参加している場合)

当該ステージ優勝者

当該ステージ終了時の総合順位首位者

検査官が無作為に選出した 名の競技者

**III. One day events (all disciplines)**

**ワンデイ・レース(すべての競技種目)**

- **General rule / 一般規則**

優勝者

検査官が無作為に選出した 名の競技者

- **World cup / ワールドカップ**

当該レースの優勝者

当該レース終了時のワールドカップ総合順位首位者

検査官が無作為に選出した 名の競技者

- **Half-stages / ハーフ・ステージ**

第 ハーフ・ステージの勝者

第 ハーフ・ステージの勝者

それぞれのハーフ・ステージについて検査官が無作為に選出した 名ずつの競技者

- **Team events / チーム競技**

優勝チームから検査官が無作為に選出した 名の競技者

他のすべてのチームから検査官が無作為に選出した 名の競技者

#### **IV. Stage races (all disciplines, including prologue) ステージ・レース(プロローグを含むすべての競技種目)**

- **General rule / 一般規則**

ステージの優勝者

ステージ終了時の総合順位の首位の競技者

検査官が無作為に選出した 名の競技者

- **Team time trial stage / チーム・タイム・トライアルのステージ**

優勝チームから検査官が無作為に選出した 名の競技者

ステージ終了時の総合順位首位の競技者

他のすべてのチームから検査官が無作為に選出した 名の競技者

- **Half-stages / ハーフ・ステージ**

第 ハーフ・ステージの優勝者

第 ハーフ・ステージの優勝者

第 ハーフ・ステージ終了時の総合順位首位の競技者

**V. Specific time trial events**  
**特定のタイム・トライアルレース**

• **Individual / 個人**

上位 名の競技者

検査官が無作為に選出した 名の競技者

• **For teams / チーム**

優勝チームから検査官が無作為に選出した 名の競技者

第 位のチームから検査官が無作為に選出した 名の競技者

無作為に選出された チームのそれぞれから検査官が無作為に選出した各 名の競技者

**VI. Track events (all disciplines)**  
**トラックレース(すべての競技種目)**

• **Individual / 個人**

優勝者

検査官が無作為に選出した 名の競技者

• **For teams / 団体**

優勝チームから検査官が無作為に選出した 名の競技者

他のすべてのチームから検査官が無作為に選出した 名の競技者

**VII. Six-day races**

**6日間競走**

優勝チームから検査官が無作為に選出した 名の競技者

他の つのチームから検査官が無作為に選出した 3 名の競技者

*(text modified on 1.01.06).*

/ 付属書類

SELECTION OF RIDERS TO BE TESTED / 検査すべき競技者の選定

アンチドーピング規則第 条

アンチドーピング委員会が特に指示しない場合

A. WORLD CHAMPIONSHIPS, CONTINENTAL CHAMPIONSHIPS, REGIONAL GAMES

世界選手権大会, 大陸選手権大会, 地域競技大会

1. World juniors track championships

世界ジュニアトラック選手権大会

Men / 男子

- Kilometre time trial: first + 1 selected at random
  - Keirin: first + 1 selected at random
  - Sprint:
    - qualification: best time + 1 selected at random
    - final: first + 1 selected at random
  - Team Sprint:
    - qualification: best time + 1 selected at random among the riders of the other teams
    - final: 1 rider from the first team + 1 rider selected at random among the riders of the other teams
  - Individual pursuit:
    - qualification: best time + 1 selected at random
    - final: first + 1 selected at random
  - Team pursuit:
    - qualification: 1 rider from the team with the best time + 1 rider selected at random among the riders of the other teams
    - final: 1 rider from the first team + 1 selected at random among the riders of the other teams
  - Scratch: first + 1 selected at random
  - Points race: first + 1 selected at random
  - Madison: 1 rider from the first team + 1 rider selected at random among the riders of the other teams
  - Omnium: first + 1 selected at random
- Total men

- タイム・トライアル: 第 位 無作為に選出した 名  
 ケイリン: 第 位 無作為に選出した 名  
 スプリント:  
 - 予選: 最良タイムの 名 無作為に選出した 名  
 - 決勝: 第 位 無作為に選出した 名  
 チーム・スプリント:  
 - 予選: 最良タイムから 名 他のチームから無作為に選出した 名  
 - 決勝: 第 位のチームから 名 他のチームから無作為に選出した 名  
 インディヴィデュアル・パーシュート:  
 - 予選: 最良タイムの 名 無作為に選出した 名  
 - 決勝: 第 位 無作為に選出した 名  
 チーム・パーシュート:  
 - 予選: 最良タイムのチームから 名 他のチームから無作為に選出した 名  
 - 決勝: 第 位のチームから 名 他のチームから無作為に選出した 名  
 スクラッチ: 第 位 無作為に選出した 名  
 ポイント・レース: 第 位 無作為に選出した 名  
 マディソン: 第 位のチームから 名 他のチームから無作為に選出した 名  
**オムニアム: 第1位 + 無作為に選出した1名**
- 男子合計 **2**

Women / 女子

- Sprint:
  - qualification: best time + 1 selected at random
  - final: first + 1 selected at random
- Team Sprint:
  - qualification: best time + 1 selected at random among the riders of the other teams
  - final: 1 rider from the first team + 1 rider selected at random among the riders of the other teams
- Keirin: first + 1 selected at random
- Individual pursuit:
  - qualification: best time + 1 selected at random
  - final: first + 1 selected at random
- Points race: first + 1 selected at random
- Scratch: first + 1 selected at random

- スプリント:  
 - 予選: 最良タイムの 名 無作為に選出した 名  
 - 決勝: 第 位 無作為に選出した 名  
**チーム・スプリント:**  
**- 予選: 最良タイムから1名 + 他のチームから無作為に選出した 1名**  
**- 決勝: 第1位のチームから1名 + 他のチームから無作為に選出した1名**
- ケイリン: 第 位 無作為に選出した 名  
 インディヴィデュアル・パーシュート:  
 - 予選: 最良タイムの 名 無作為に選出した 名  
 - 決勝: 第 位 無作為に選出した 名  
 ポイント・レース: 第 位 無作為に選出した 名  
 スクラッチ: 第 位 無作為に選出した 名
- 4**

- 500 m standing start time trial:  
first + 1 selected at random

スタンディング・スタート・タイム・トライアル: 第 1 位  
無作為に選出した 1 名

Total women

女子合計

**20**

**Total: 42 tests**

**合計: 48検査**

**2. World cyclo-cross championships**  
**世界シクロクロス選手権大会**

**Juniors / ジュニア**

- first 4 + 2 selected at random

- 上位4名 + 無作為に選出した2名

6

**Under 23 / U23**

- first 4 + 2 selected at random

- 上位4名 + 無作為に選出した2名

6

**Elite / エリート**

- first 4 + 2 selected at random

- 上位4名 + 無作為に選出した2名

6

**Women / 女子**

- first 4 + 2 selected at random

- 上位4名 + 無作為に選出した2名

6

**Total**

**合計**

**24**

**3. World road championships**  
**世界ロード選手権大会**

**Juniors Women / ジュニア女子**

- Individual - first 4 + 2 selected at random
- Individual time trial - first 4 + 2 selected at random

• 個人RR - 上位4名 + 無作為に選出した2名

6

• 個人TT - 上位4名 + 無作為に選出した2名

6

Total

小計

12

**Juniors Men / ジュニア男子**

- Individual - first 4 + 2 selected at random
- Individual time trial - first 4 + 2 selected at random

• 個人RR - 上位4名 + 無作為に選出した2名

6

• 個人TT - 上位4名 + 無作為に選出した2名

6

Total

小計

12

**Under 23 / U23**

- Individual - first 4 + 2 selected at random
- Individual time trial - first 4 + 2 selected at random

• 個人RR - 上位4名 + 無作為に選出した2名

6

• 個人TT - 上位4名 + 無作為に選出した2名

6

Total

小計

12

**Elite Women / エリート女子**

- Individual - first 4 + 2 selected at random
- Individual time trial - first 4 + 2 selected at random

• 個人RR - 上位4名 + 無作為に選出した2名

6

• 個人TT - 上位4名 + 無作為に選出した2名

6

Total

小計

12

**Elite Men / エリート男子**

- Individual - first 4 + 2 selected at random
- Individual time trial - first 4 + 2 selected at random

• 個人RR - 上位4名 + 無作為に選出した2名

6

• 個人TT - 上位4名 + 無作為に選出した2名

6

Total

小計

12

**Total: 60 tests**

**合計: 60検査**

**4. World track championships**  
**世界トラック選手権大会**

**Men / 男子**

- Kilometre time trial: first + 1 selected at random
- Keirin: first + 1 selected at random
- Sprint:

1 km タイム・トライアル: 第1位 + 無作為に選出した1名

2

ケイリン: 第1位 + 無作為に選出した1名

2

スプリント:

- qualification: best time + 1 selected at random	- 予選: 最良タイムの1名 + 無作為に選出した1名	
- final: first + 1 selected at random	- 決勝: 第1位 + 無作為に選出した1名	4
• Team Sprint:	チーム・スプリント:	
- qualification: best time + 1 selected at random among the riders of the other teams	- 予選: 最良タイムから1名 + 他のチームから無作為に選出した1名	
- final: 1 rider from the first team + 1 rider selected at random among the riders of the other teams	- 決勝: 第1位のチームから1名 + 他のチームから無作為に選出した1名	4
• Individual pursuit:	インディヴィデュアル・パーシュート:	
- qualification: best time + 1 selected at random	- 予選: 最良タイムの1名 + 無作為に選出した1名	
- final: first + 1 selected at random	- 決勝: 第1位 + 無作為に選出した1名	4
• Team pursuit:	チーム・パーシュート:	
- qualification: 1 rider from the team with the best time + 1 rider selected at random among the riders of the other teams	- 予選: 最良タイムのチームから1名 + 他のチームから無作為に選出した1名	
- final: 1 rider from the first team + 1 selected at random among the riders of the other teams	- 決勝: 第1位のチームから1名 + 他のチームから無作為に選出した1名	
• Scratch: first + 1 selected at random	スクラッチ: 第1位 + 無作為に選出した1名	2
• Points race: first + 1 selected at random	ポイント・レース: 第1位 + 無作為に選出した1名	2
• Madison: 1 rider from the first team + 1 rider selected at random among the riders of the other teams	マディソン: 第1位のチームから1名 + 他のチームから無作為に選出した1名	
• <u>Omnium: first + 1 selected at random</u>	<u>オムニアム: 第1位 + 無作為に選出した1名</u>	<u>2</u>
Total men	男子合計	<u>28</u>

**Women / 女子**

• Sprint:	スプリント:	
- qualification: best time + 1 selected at random	- 予選: 最良タイムの1名 + 無作為に選出した1名	
- final: first + 1 selected at random	- 決勝: 第1位 + 無作為に選出した1名	4
• <u>Team Sprint:</u>	<u>チーム・スプリント:</u>	
- <u>qualification: best time + 1 selected at random among the riders of the other teams</u>	- <u>予選: 最良タイムから1名 + 他のチームから無作為に選出した1名</u>	
- <u>final: 1 rider from the first team + 1 rider selected at random among the riders of the other teams</u>	- <u>決勝: 第1位のチームから1名 + 他のチームから無作為に選出した1名</u>	<u>4</u>
• Keirin: first + 1 selected at random	ケイリン: 第1位 + 無作為に選出した1名	2
• Individual pursuit:	インディヴィデュアル・パーシュート:	
- qualification: best time + 1 selected at random	- 予選: 最良タイムの1名 + 無作為に選出した1名	
- final: first + 1 selected at random	- 決勝: 第1位 + 無作為に選出した1名	4
• Points race: first + 1 selected at random	ポイント・レース: 第1位 + 無作為に選出した1名	2
• Scratch: first + 1 selected at random	スクラッチ: 第1位 + 無作為に選出した1名	2
• 500 m standing start time trial: first + 1 selected at random	500 m スタンディング・スタート・タイム・トライアル: 第1位 + 無作為に選出した1名	
Total women	女子合計	<u>20</u>

**Total: 42 tests**

**合計: 48検査**

**5. World mountain bike championships  
世界マウンテンバイク選手権大会**

- first 2 riders in the general classification for each category
- 1 selected at random from each category
- 各カテゴリの総合順位における上位2名
- 各カテゴリから無作為に選出した1名

**6. World indoor cycling championships  
世界室内自転車競技選手権大会**

- Artistic cycling: the champions in each discipline
- Cycle-ball: in each group A/B/C – 1 player selected at
- サイクル・フィギュア: 各種目における選手権者
- サイクル・サッカー: A/B/C各グループ 決勝進出の

random from the 2 teams contesting the final.

2チームから無作為に選出した1名

**7. World BMX championships**

**世界BMX選手権大会**

for each category

- winner
- 2 selected at random

- 各カテゴリにおいて
- 優勝者
- 無作為に選出した2名

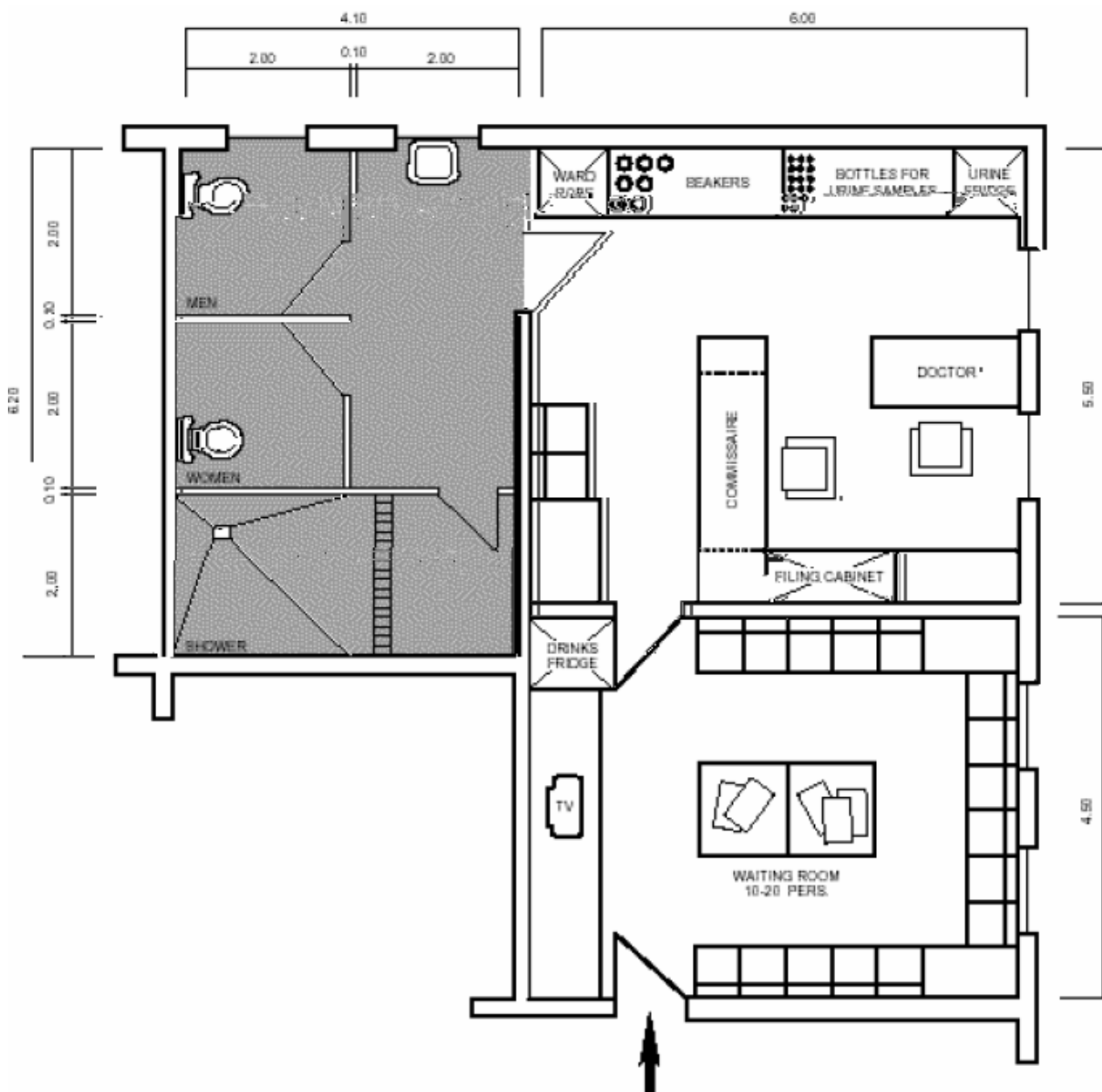
(text modified 1.01.06; 1.02.07 条項は2006年1月1日, 2007年2月1日に改訂).



/ 付属書類

PLAN OF STANDARD TESTING STATION FOR ANTIDOPING TESTS

アンチドーピング検査用標準検査場所図面



/ 付属書類

EQUIPMENT OF THE DOPING CONTROL STATION  
ドーピング・コントロール施設の器材

ドーピング・コントロール施設は検査実施を容易にするそのような方法で設備されなければならない。示されたリストは器材をすべて網羅してはいないが、以下のものを含む：

提供すべき器材

アンチドーピング・キット  
採取容器  
手袋  
暫定シール・キット  
留保用プラスチック・バッグ  
送付用包装キット  
粘着テープ  
封筒  
ひも  
はさみ

大量の飲料(レモネード, ミネラルウォーター等)

少なくとも 2 つのキットからの選択をできるように十分な数量。

備品

第 1 室

テーブル  
椅子  
冷蔵庫  
ゴミ入れ  
電話接続(電話とファックス)

第 2 室

テーブル  
椅子  
便所  
流し台, シャワー  
ゴミ入れ  
タオルと石鹸  
換気設備または開放式の窓

(text modified 1.01.06 条項は2006年1月1日に改訂).

付属書類

ノンカーボン複写紙で 枚1セット オリジナル ,コピー .  
 オリジナルは コピー1 白 は競技者 コピー 緑色 は分析所 .  
 アンチドーピング規則の第 条から第 条

Union Cycliste Internationale

CONTRÔLE ANTIDOPAGE

ANTIDOPING CONTROL

アンチドーピング検査

Attestation du déroulement du contrôle

Test certificate

検査作業証明書

尿検査

競技時検査

競技外検査

性別

性別

血液検査

男

女

日付 \_\_\_\_\_

場所 \_\_\_\_\_

レース(名称,ステージ) \_\_\_\_\_

種目 \_\_\_\_\_

競技者・姓 \_\_\_\_\_

名 \_\_\_\_\_

競技者住所 \_\_\_\_\_

コード \_\_\_\_\_

ライセンス発行国内連盟

ライセンス番号 \_\_\_\_\_

無作為抽出

はい

いいえ

出頭時刻

量 \_\_\_\_\_

随意選択

検体採取時刻

比重 \_\_\_\_\_

小瓶のコード番号

競技者の拒否時刻

競技者が摂取した医薬品 \_\_\_\_\_

健康手帳の内容 \_\_\_\_\_

免除適用

免除不適用

治療目的使用による免除

下記の特記事項を条件として、私は検体採取作業が規則に従って行われたことを確認します。

自分の分の写しの受領を確認する競技者の署名 \_\_\_\_\_

随伴者

氏名 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_

検査医師

氏名 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_

血液採取者

氏名 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_

アンチドーピング検査官

氏名 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_

/ 付属書類

**NOTIFICATION TO THE RIDER**  
**競技者への通知書**

アンチドーピング規則条項 ~ による

競技大会名  
**The rider**  
競技者は

競技者名

電話

コード

ライセンス番号

ライセンスを発行した国内連盟

アンチドーピング検査 (尿  血液  ) に, \_\_\_\_\_ 時に出頭し, 受けなければならない.

出頭場所: \_\_\_\_\_

当該競技者が検査に出頭しない場合には, アンチドーピング規則違反が通知され, この規則の第 章に従って制裁される.

拒絶 理由 \_\_\_\_\_

**This notification was issued**  
この通知は下記のとおり発布された

場所 \_\_\_\_\_

年月日 \_\_\_\_\_

時刻 \_\_\_\_\_

**Signature for receipt**  
受領確認署名

競技者 \_\_\_\_\_

**チーム代表者またはチーム監督**

氏名 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_

**アンチドーピング検査官**

氏名 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_

(text modified on 1.01.06)

/ 付属書類

NO-SHOW REPORT

不出頭報告書

(articles 15.3 and 257 of the Anti-Doping Rules アンチドーピング規則の第 条 および第 条)

本用紙は に送付される

下記に署名する私は

下記において行われた右記の競技大会のためにアンチドーピング検査官として職務を行うよう任命された。

日付 場所

私は、以下について証明する:

番の競技者は、アンチドーピング検査を受けるように適正に指名され、主催者からすべての利用できる手段によりこのことを通知されたが、規則による制限時間までに指定された検査場所に現れなかった。

● フィニッシュ・ライン到着時刻

● 公式式典終了時刻

● その競技者の出頭期限が経過したと判定された時刻

この結果として、その競技者について、この不出頭報告書を作成する。

日時 作成場所

アンチドーピング検査官の署名

For nomination

指名に関する情報

フィニッシュ着順による

抽選による

予備

アンチドーピング委員会の指示による

Means used to notify the rider

競技者への通知に用いた手段

フィニッシュ・ラインでの掲示

無線によるアナウンス

検査施設ドアにおける掲示

書面による通知

その他

Distance from finish line to the testing station

フィニッシュ・ラインから検査場所までの距離

Further information regarding the rider

競技者に関する補足情報

姓

名

国籍

ライセンス番号

コード

当てはまるものに印をつける

(text modified on 1.01.06)

/ 付属書類

NOTIFICATION TO THE RIDER OF A POSITIVE RESULT

競技者への陽性結果通知書

(article 212 of the Anti-Doping Rules アンチドーピング規則の第 条)

競技大会名 \_\_\_\_\_

競技者 \_\_\_\_\_

- 氏名 \_\_\_\_\_
- UCI Code  
コード \_\_\_\_\_
- nationa  
ライセンス番号 \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_  
which delivered the licens \_\_\_\_\_  
ライセンス発行国内連盟 \_\_\_\_\_

に対して、下記の後の検査結果が陽性であったことを本通知書によって通知する：

ステージ名 \_\_\_\_\_

ステージ日付 \_\_\_\_\_

日間競走大会の名称 \_\_\_\_\_

検査日時 \_\_\_\_\_

分析は下記の検査機関で行った：

検査機関名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

検出された物質または方法の名称 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ the form to request for a

当該競技者は質問された。当該競技者は、追加分析を請求するための書式を受領した。

下記の点に注意すること

\_\_\_\_\_ request a counter-analysis  
当該競技者は、追加分析を請求する権利がある

**specified in article 212**

請求は、第 条に定めるこの通知書の受領後 時間以内に検査官に提出しなければならない

この期限内に提出されない場合には、当該競技者は自動的に失格となる

作成日付 \_\_\_\_\_ 場所 \_\_\_\_\_ 時刻 \_\_\_\_\_

**the president of the commissaires panel**

チーフ・コミセールの氏名 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_

競技者の意見 \_\_\_\_\_

**Riders signature**

競技者の署名 \_\_\_\_\_

**signature of the**

競技者の随伴者の指名と署名 \_\_\_\_\_

(text modified on 1.01.06)

/ 付属書類

**REQUEST FOR COUNTER-ANALYSIS**  
**追加分析申請書**

アンチドーピング規則の第 条から第 条

within 3 hours

陽性結果の通知後3時間以内に、検査官に提出しなければならない

競技大会名

-----  
下記に署名する私、

**and surname of the rider**

氏名

**UCI Code**

コード

**National**

ライセンス番号

-----  
**which delivered the license**

ライセンス発行国内連盟

アンチドーピング検査の陽性結果に関して、追加分析を請求致します

陽性結果が出たステージの名称と日付

アンチドーピング検査日(日間競技大会の場合)

作成場所

日付

時刻

**of rider** 競技者署名

請求の受領場所

日付

時刻

受領者

**of the anti-doping inspector**

アンチドーピング検査官の氏名

署名

申請書のコピーの受領者

氏名

署名

(text modified on 1.01.06)

/ 付属書類

LIST OF MEDICINES TAKEN

摂取医薬品リスト

(article 299 of the Anti-Doping Rules アンチドーピング規則の第 条)

競技大会名 \_\_\_\_\_ 国 \_\_\_\_\_

競技大会日付 \_\_\_\_\_

チーム クラブ \_\_\_\_\_

署名したチーム クラブの医師名 \_\_\_\_\_

氏名と住所 \_\_\_\_\_

---

レースのスタート前 時間以内に、下記の競技者 が、以下に示す医薬品を摂取し、あるいは、下記の治療を受けたことを申告する

競技者	医薬品または治療(用量および製造業者を示す)
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____

日付 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_

注意: そのレースに参加するチーム/クラブのすべての競技者を列挙し、該当しない場合には、 (なし)と記載する



/ 付属書類

**CODE OF SPORTS-RELATED ARBITRATION (CAS)**  
**スポーツ関連調停の規程 (CAS)**

請求により入手できる